

資料1

世界が進むチカラになる。



日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進
に向けた懇談会

日本企業の環境デュー・ディリジェンスに
関する取組実態

-令和6年度アンケート調査結果の概要-

2025年1月28日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

I. アンケート調査の概要

調査の目的・方法、回答企業の属性

■ 目的

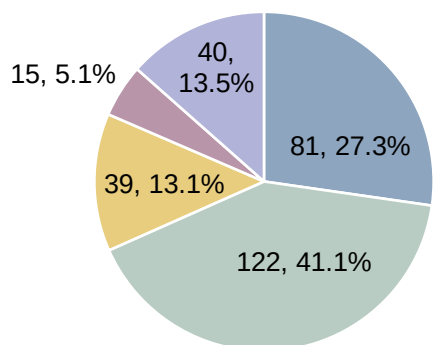
- 日本企業に対する環境デュー・ディリジェンスの普及・拡大に向けて、その取組実態を把握すること

■ 方法

- 調査対象: 2024年4月3日時点の東京証券取引所プライム市場への上場企業 1,643社
- 調査期間: 2024年9月27日～10月25日(要望のあった一部の企業については、回答期限を延長)
- 回収: 調査対象全企業に依頼状を郵送し、回答を依頼。調査票の返送、またはオンライン上のフォームへの入力により、297社より回答を受領(回収率18.1%)

回答企業の連結売上高
(平均値 9.3千億円、中央値 2.3千億円)

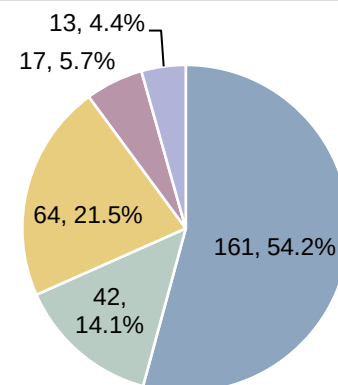
(n=297)



- 1千億円以下
- 1千億円～5千億円以下
- 5千億円～1兆円以下
- 1兆円～
- 無回答

回答企業の連結従業員数
(平均値 17千人、中央値 4千人)

(n=297)

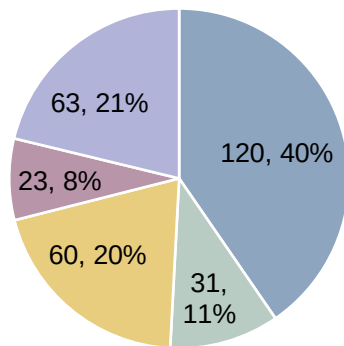


- 5,000人以下
- 5,000～10,000人以下
- 10,000～50,000人以下
- 50,000人～
- 無回答

回答企業の属性(続き)

回答企業の海外売上比率
(平均値 32%、中央値 24%)

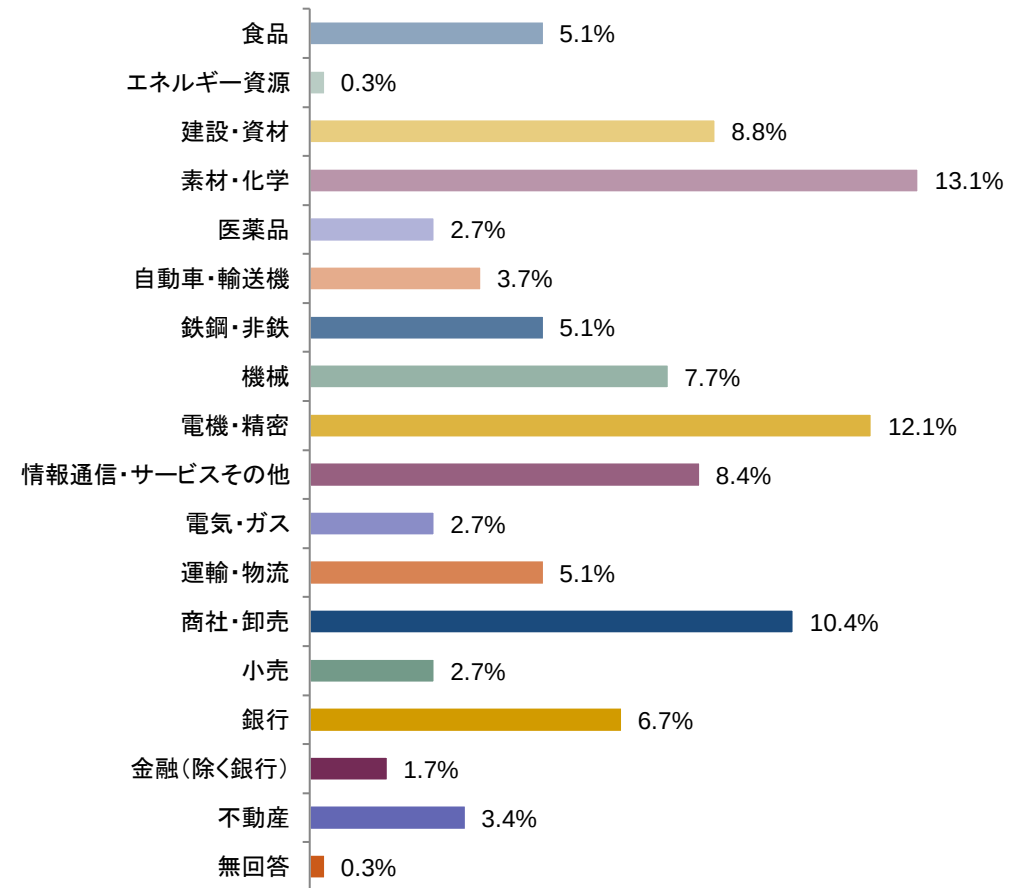
(n=297)



- 25%以下
- 25~50%以下
- 50~75%以下
- 75%~
- 無回答

回答企業の業種(東証17業種)

(n=297)



II. 環境DD全般に関する認識や 取組状況 (CSDDD対応状況を含む)

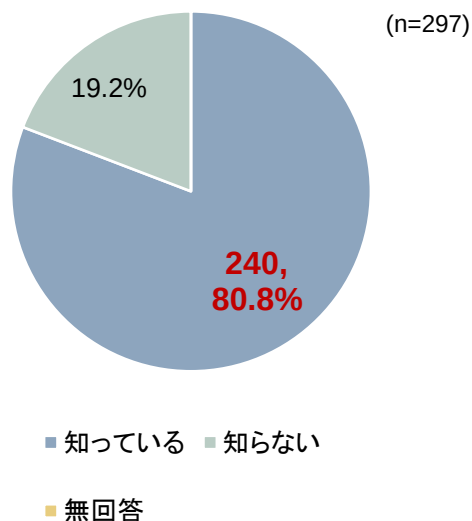
集計結果の要点(環境DD全般に関する認識や取組状況)

- 「OECD多国籍企業行動指針」の認知度は約8割、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」や同ガイダンスにおける環境DDの内容の認知度は6割超。令和4年度時点と比較して、環境DD全般に関する認知度が上昇している。【スライド6】
- 環境DDの実施率は36%。令和4年度時点(28%)と比較して、環境DDの実施率が上昇している。一方で、令和4年度時点に引き続き、多くの企業において環境DDの対象は自社や国内グループ会社に留まっており、バリューチェーン全体での対応には至っていない。【スライド7】
- 環境DDに取り組むことで得られた成果・効果は、「自社内のリスクの軽減」が最多(53%)。令和4年度時点と比較すると、「ESG評価機関からの評価向上」の回答割合が大きく増加した(29%→45%)。【スライド8】
- EUの「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)」の認知度は約6割で、このうち、CSDDDの直接的な適用対象企業は約3割(全体の約19%)。一方で、環境DDを実施している企業のうち、既にCSDDD対応を開始している企業は約2割(全体の約6%)であり、CSDDDへの備えが進んでいる日本企業は少ない。【スライド9, 10】
- 環境DDを実施していない理由は、令和4年度時点に引き続き、「ISO 14001等の環境マネジメントシステムで対応している」が最多(47%)。また、令和4年度時点と比較すると、「環境DDを知らない」の回答割合が大きく減少し(33%→18%)、「十分な人員・予算を確保できない」の回答割合は大きく増加した(24%→36%)。「具体的な実施方法がわからない」も増加した(30%→36%)。【スライド11】

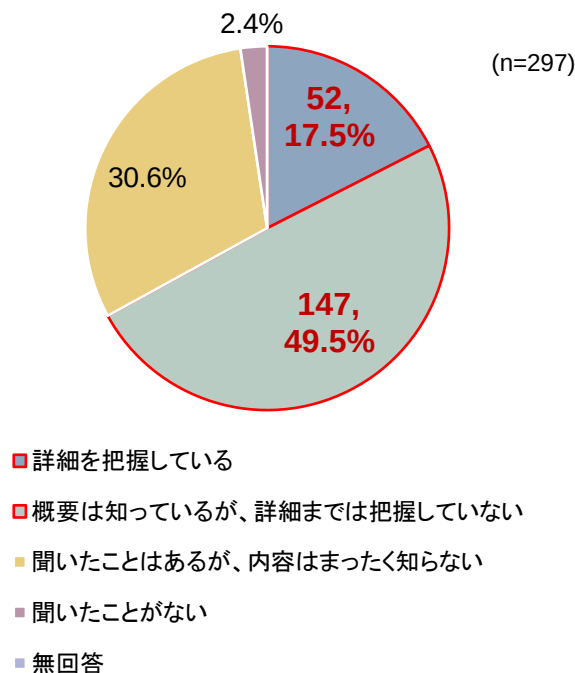
環境DD全般に関する認知・理解度

- 全体の81%が「OECD多国籍企業行動指針」を知っていると回答。
- 全体の67%が「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を、全体の71%がOECDガイダンスにおける環境DDの内容（詳細または概要）を知っていると回答。
 - 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、いずれについても、知っていると回答した割合が増加（順に、21ポイント、27ポイント、31ポイントの増加）。

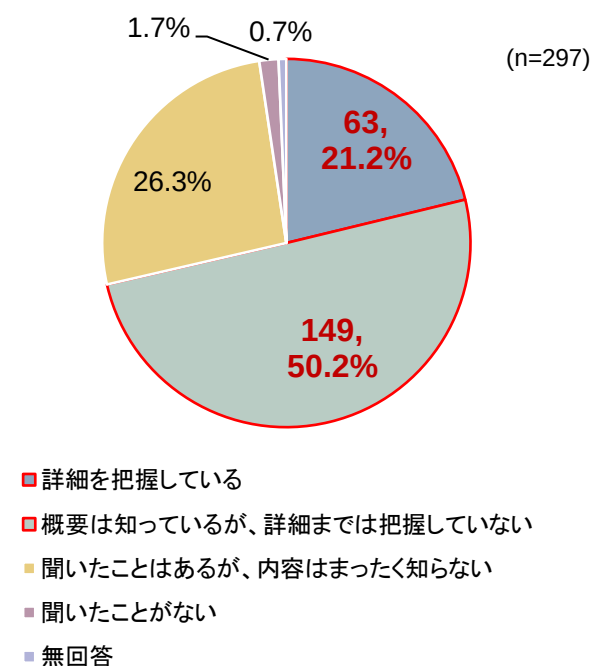
「OECD多国籍企業行動指針」に関する認知



「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」に関する認知



環境DDに関する認知

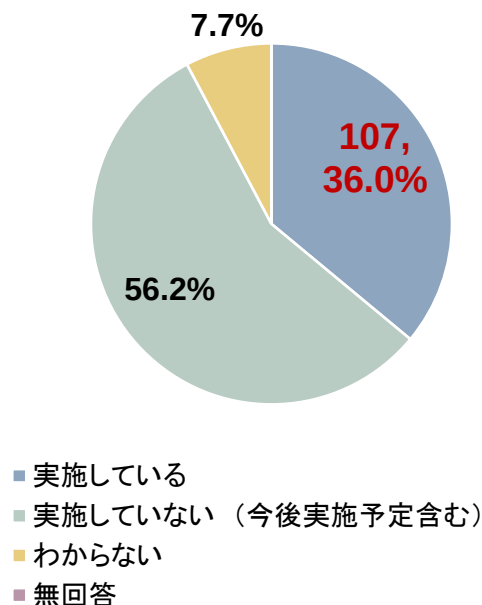


環境DDの実施状況

- 環境DDを実施している企業は全体の36%。
- 環境DDを実施している企業のうち、「自社」「国内グループ会社」を対象としている企業は8割を超える一方で、「海外グループ会社」を対象としている企業は59%。また、調達先や製品、サービス、プロジェクト、投融資先を対象としている企業は、半数未満に留まる。
- 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、環境DDを実施していると回答した割合は8ポイント増加した。一方で、環境DDの対象範囲については、変化が殆どみられなかった。

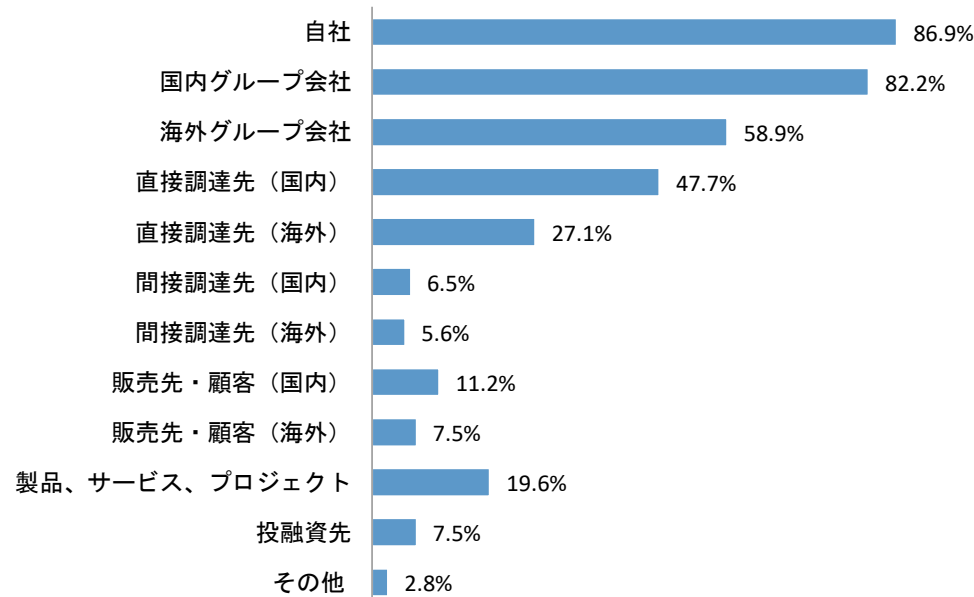
環境DDの実施有無

(n=297)



環境DDを実施している企業による環境DDの対象範囲

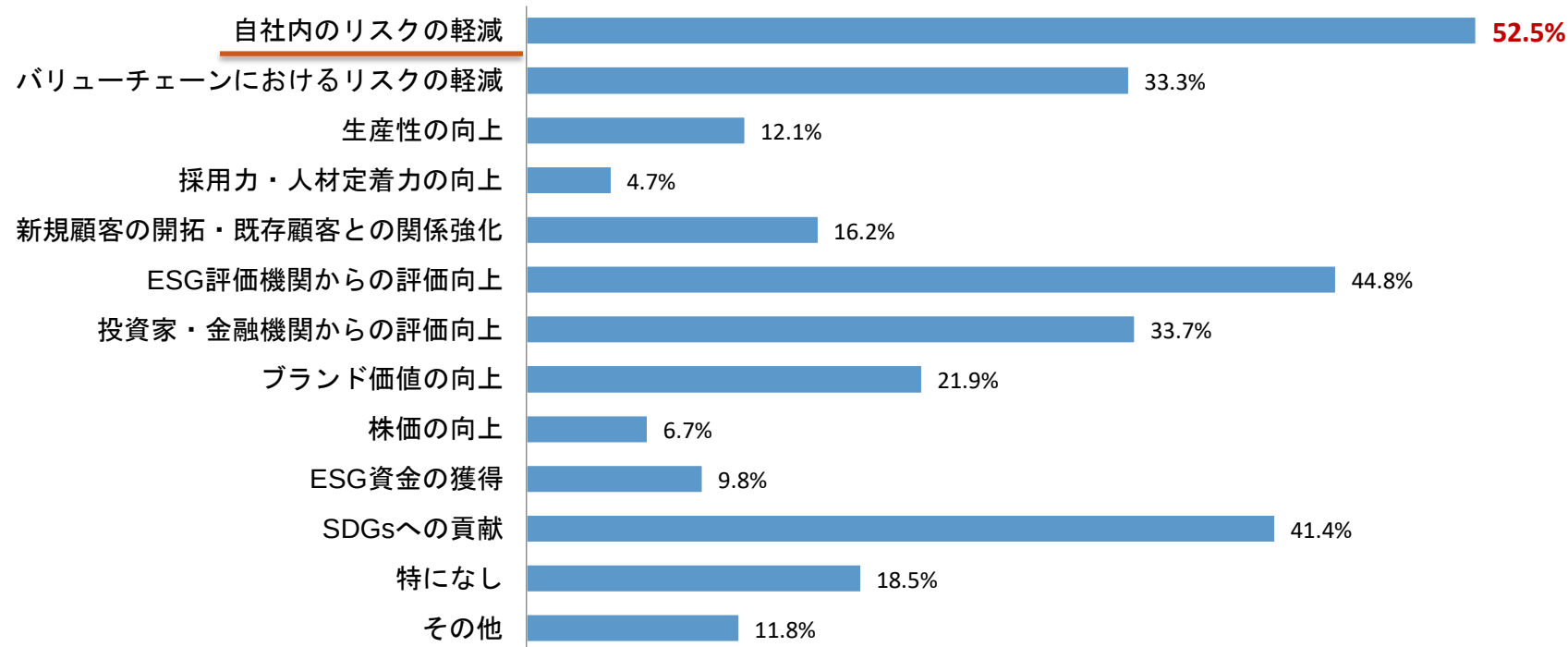
(n=107)



環境DDに取り組むことで得られた成果・効果

- 環境DDに取り組むことで、「自社内のリスクの軽減」という成果・効果が得られたと回答した企業は、全体の半数以上(53%)。「ESG評価機関からの評価向上」(45%)、「SDGsへの貢献」(41%)が続く。
- 令和4年度実施のアンケート結果においても、「自社内のリスクの軽減」が最多(51%)。「SDGsへの貢献」(37%)、「サプライチェーンにおけるリスクの軽減」及び「ESG評価機関からの評価向上」(いずれも29%)が続いた。
- 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、「ESG評価機関からの評価向上」が15.6ポイントと大きく増加した。

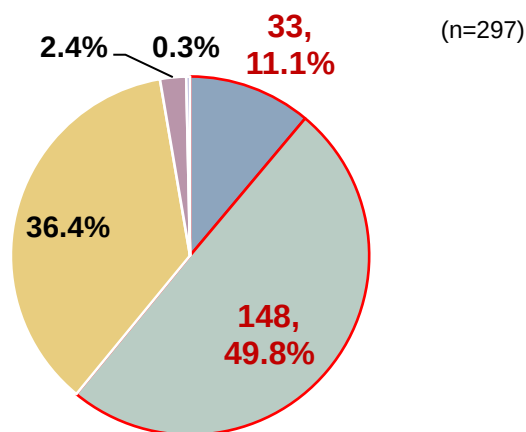
(n=297)



CSDDDに関する認知・理解度

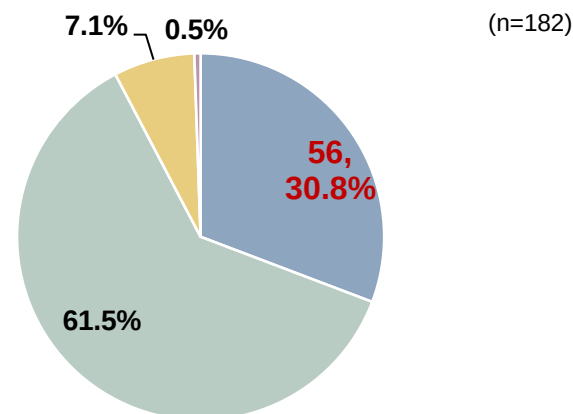
- 「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)」の内容(詳細または概要)を知っていると回答した企業は、全体の61%。
- CSDDDの内容(詳細または概要)を知っていると回答した企業のうち、CSDDDの直接的な適用対象に該当すると回答した企業は、31%(56社)。

CSDDDに関する認知



- 詳細を把握している
- 概要は知っているが、詳細までは把握していない
- 聞いたことはあるが、内容はまったく知らない
- 聞いたことがない
- 無回答

CSDDD適用対象の該当有無

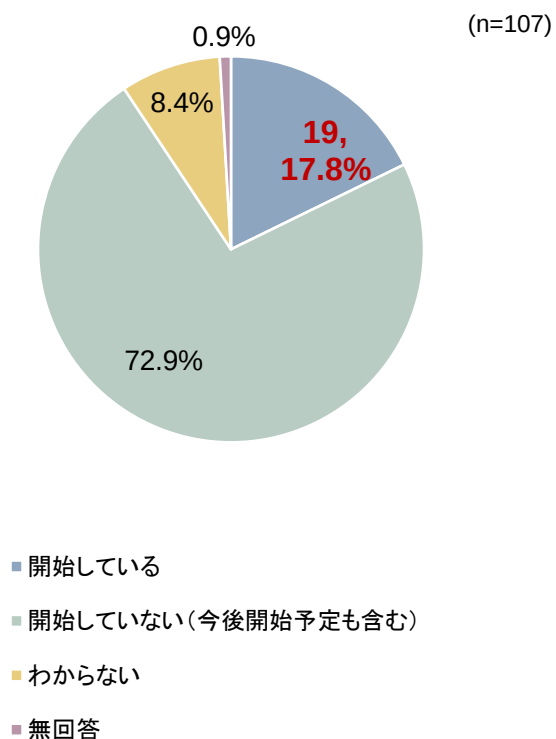


- 適用対象に該当する
- 適用対象に該当しない
- 把握していない
- 無回答

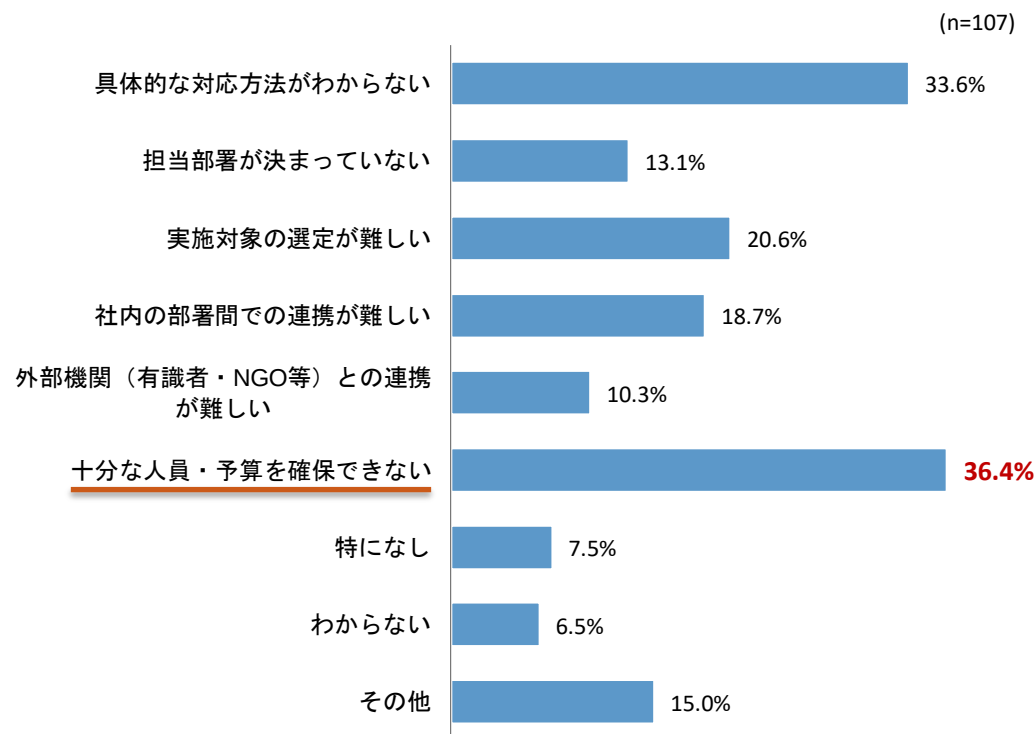
CSDDDの対応状況

- 環境DDを実施していると回答した企業のうち、CSDDDの要求対応を開始していると回答した企業は18%(19社)。
- CSDDDの要求対応を実施する上で、環境DDを実施している企業が感じている課題としては、「十分な人員・予算を確保できない」が最多(36%)で、「具体的な対応方法がわからない」(34%)が続く。

CSDDD要求対応の開始有無

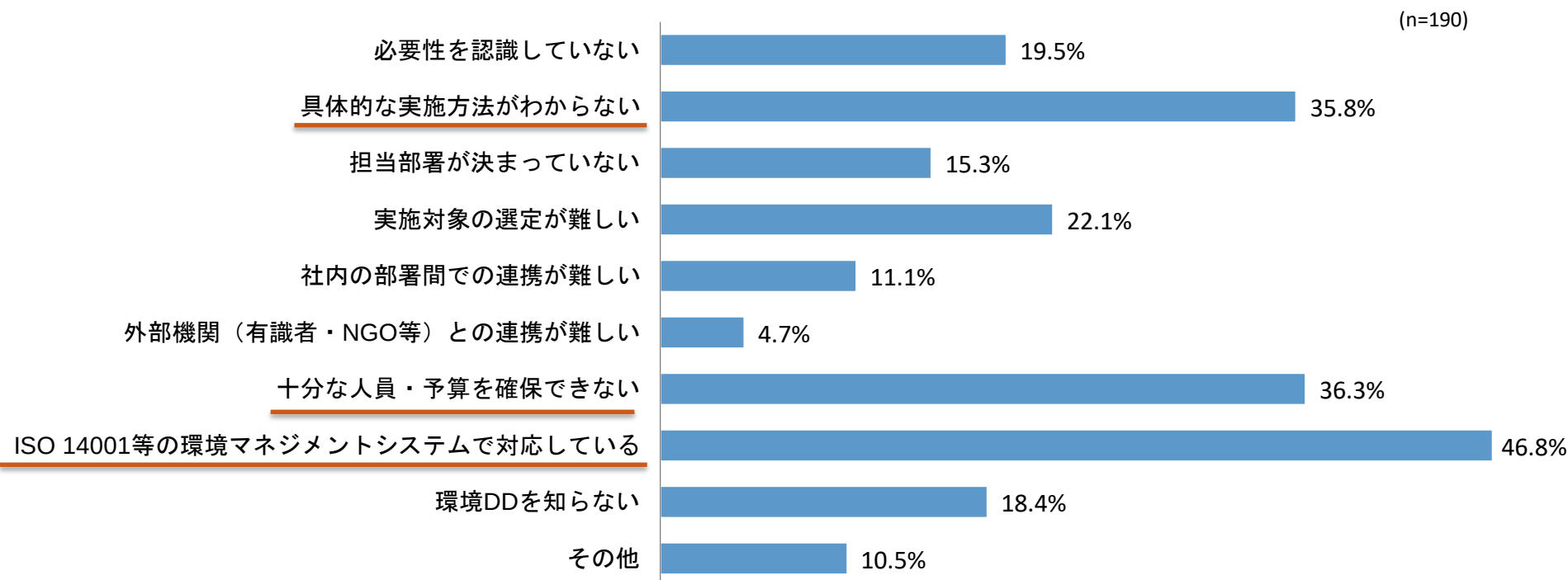


CSDDD要求対応を実施する上での課題



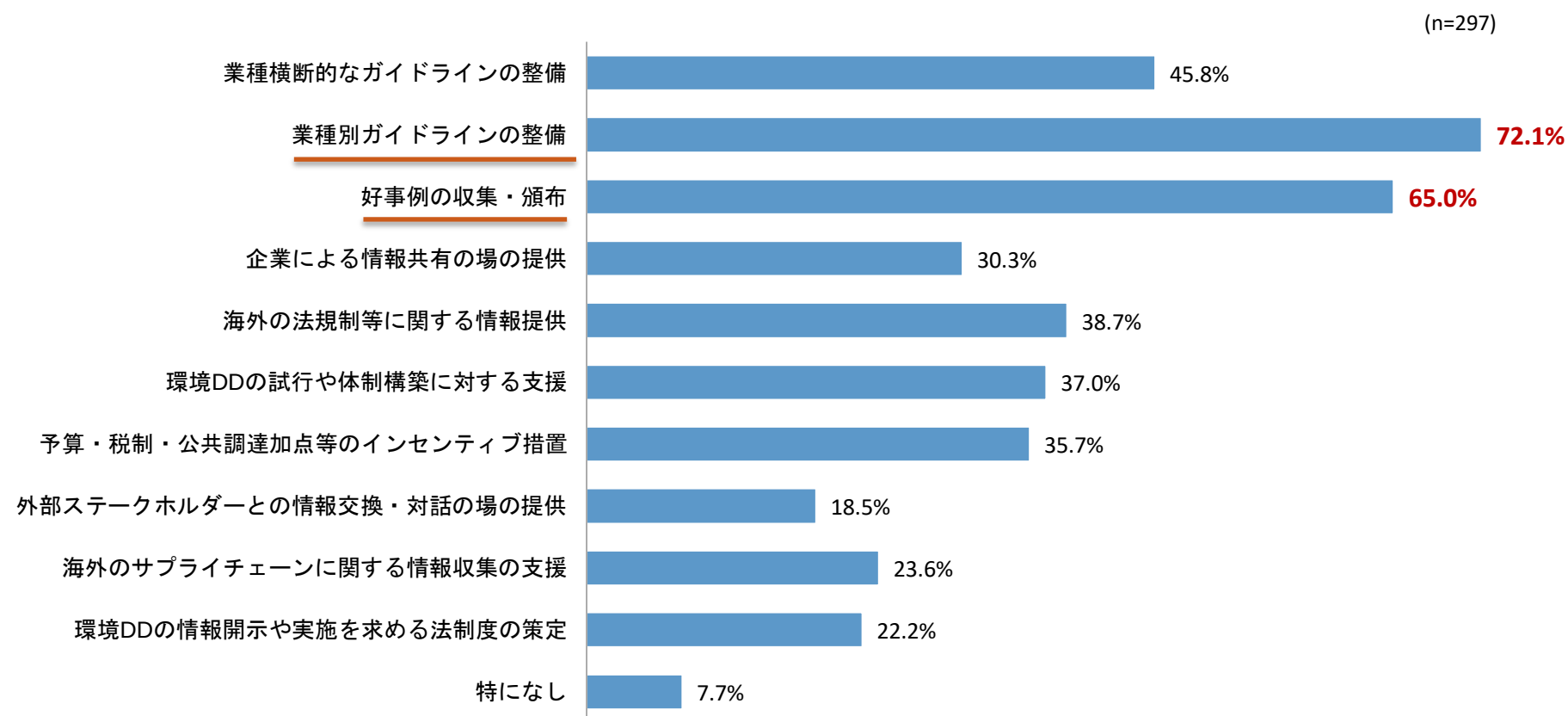
環境DDを実施していない理由

- 環境DDを実施していない理由として、「ISO 14001等の環境マネジメントシステムで対応している」が47%で最多。「十分な人員・予算を確保できない」、「具体的な実施方法がわからない」が続く。
- 令和4年度実施のアンケート結果においても、「ISO 14001等の環境マネジメントシステムで対応している」が最多(45%)。「環境DDを知らない」(33%)、「具体的な実施方法がわからない」(30%)が続いた。
- 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、「環境DDを知らない」と回答した割合が14.1ポイント減少し、「十分な人員・予算を確保できない」と回答した割合が12.8ポイント増加した。



環境DDの取組促進にあたっての政策的要望

- 環境DDの取組促進にあたっての政策的要望として、「業種別ガイドラインの整備」と回答した企業が最多(72%)。
- 上記に次いで、「好事例の収集・頒布」(65%)が続く。



Ⅲ.プロセス別の取組状況

集計結果の要点(プロセス別の取組状況①)

(令和4年度実施のアンケート結果との比較)

- 令和4年度時点と比較して、大きな(10ポイント程度以上の)増加が見られた内容は、下記のとおり。
 - 負の環境影響の特定・評価において、「バリューチェーン構造が複雑で、情報収集が難しい」ことや「重要性評価の基準が明確ではない」ことを課題であると感じている割合:それぞれ48%→59%、29→40%【スライド24】
 - 環境DDに関する担当組織の設置の実施率:44%→63%【スライド26】
 - 非金融セクターにおける調達先による負の環境影響を対象とする取組の実施率:73%→84%【スライド30】
 - － 取組内容としては、直接調達先に対するアンケート調査(59%)や調達先への行動規範等の提示(58%)が多い一方で、間接調達先に対するアンケート/訪問調査や、調達先の直接的な支援の実施率は1割に満たない。
 - 被害者救済・問題是正手続きの規定の実施率:40%→49%【スライド34】
 - 通報窓口の設置(通報者の社内外を問わない)の実施率:54%→70%【スライド34】
 - 情報開示の実施率:55%→64%【スライド39】
 - － 開示内容としては、特定した負の環境影響(50%)が多い一方で、停止・防止・軽減策の追跡調査プロセスや、被害者救済・問題是正の手続きの開示率は1割に満たない。追跡調査の結果やステークホルダーとの対話方針・内容の開示率も1割程度に留まる。
- 令和4年度時点と比較して、大きな(10ポイント程度以上の)低下が見られた内容は、下記のとおり。
 - 負の環境影響の評価の実施率:80%→69%【スライド23】
 - － 今回の調査では、単純に評価の実施有無を尋ねた令和4年度の調査と異なり、負の環境影響の深刻度及び発生可能性を踏まえて評価を行っているかを尋ねたため、回答結果に影響が生じた可能性がある。
 - 経営層による関与の仕方における、「担当役員の設置」の割合:73%→59%【スライド27】

集計結果の要点(プロセス別の取組状況②)

(令和6年度実施アンケートでの新たな質問項目への回答)

- 環境と人権を一体的に捉えたDDを実施している日本企業は少ない。【スライド36】
 - 負の環境影響を特定している企業(n=252)のうち、人権への負の影響との関係性を特定している企業は27%。
また、負の環境影響の停止・防止・軽減策を実施する際、人権への負の影響を考慮している企業は全体(n=297)の49%。
- 事業活動による負の環境影響に対応する上で、ステークホルダーとの対話を実施できている日本企業は少ない。【スライド37】
 - いずれかの場面においてステークホルダーとの対話を実施している企業は全体の約6割。
場面別では、ステークホルダーとの対話を実施している企業はそれぞれ全体の2~3割に留まる。
- 気候変動に関する移行計画の策定が既に浸透(全体の85%が策定済みと回答)。移行計画に含まれる内容として、「目標達成のための主要な活動の説明」や「温室効果ガス排出量の削減目標(総量の絶対値)」が多い(約7~8割)一方で、「移行計画のための投資や資金調達の説明及び規模」が含まれる企業は約2割に留まる。【スライド38】

集計結果の要点(プロセス別の取組状況③)

(CSDDD対応企業の特徴①)

- CSDDDへの対応を既に開始している企業(n=19)は、いずれのプロセスにおいても、回答企業全体と比較して取組が進んでいる様子が見受けられた。特徴的であると思われる取組は、下記のとおり。
 - 生物多様性を含むいずれの分野においても、負の環境影響を特定している割合が高い。また、経営層のリスク認識や顧客等の要請を含むいずれの情報源においても、影響の特定に際して活用している割合が高い【スライド22】
 - 負の環境影響の評価を実施している割合が特に高い。また、評価結果を毎年見直している割合が高い【スライド23】
 - 重要な環境分野に関する個別方針や、重要な原材料、製品・サービス、事業領域等に関する環境方針、グリーン調達方針・基準といった、個別具体的な方針を策定している割合が高い【スライド25】
 - 成果を役員報酬に連動させている割合が特に高い(経営層の関与がより深いことを示唆)【スライド27】
 - 研究開発/製品設計/製造部門と連携している割合が高い(方針の実行部門との連携がより進んでいることを示唆)【スライド27】
 - 直接調達先に対するアンケート調査、調達先が遵守すべき行動規範等の策定・提示、調達先との基本契約等を通じた行動規範等の遵守要請の実施率が特に高い。直接調達先に対する訪問調査や調達先に対する説明会・研修の実施率も5割を超える(調達先による負の環境影響を対象とする取組がより進んでいることを示唆)【スライド30】
 - 実施状況及び結果に関する追跡調査について、社内外との対話やフィードバックの実施率が特に高い【スライド32】
 - 被害者救済・問題是正手続きを定めている割合や、社外関係者も通報可能な窓口を設置している割合が特に高い。また、被害者救済・問題是正の手続きについて、「公平性、アクセス可能性、予測可能性、透明性」を確保している割合が特に高い【スライド34, 35】
 - 負の環境影響の特定や、負の環境影響の停止・防止・軽減策の実施時において、人権への負の影響も考慮している割合が特に高い【スライド36】
 - ステークホルダーとの対話を「実施していない」と回答した企業がない【スライド37】
 - 「停止、防止、軽減策の追跡調査の結果」やその「プロセス」を開示している割合が特に高い【スライド39】

集計結果の要点(プロセス別の取組状況④)

(CSDDD対応企業の特徴②)

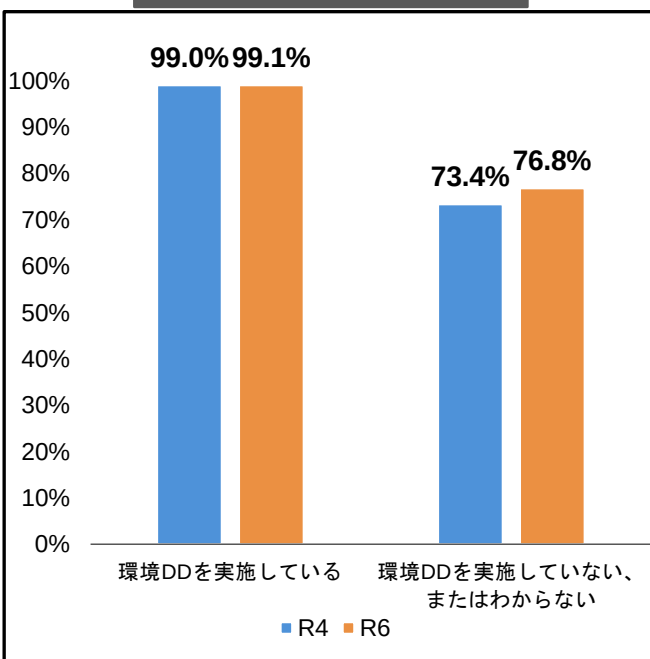
- 一方で、CSDDDへの対応を既に開始している企業であっても、今後の発展の余地があると思われた取組もあった。具体的には下記のとおり。
 - 環境DDに関連する方針において、人権への負の影響を考慮することの説明を含む企業は26%に留まる【スライド25】
 - 非金融セクターにおける自社の活動、製品、サービス及びプロジェクトによる負の環境影響を対象とする取組について、「事業ポートフォリオの見直し」や「外部機関(有識者・NGO等)との連携」はあまり実施されていない(それぞれ、17%、39%)【スライド29】
 - 非金融セクターにおける調達先による負の環境影響を対象とする取組について、間接調達先に対するアンケート調査や訪問調査、調達先における環境マネジメント活動の直接的支援、外部機関(有識者・NGO等)との連携は、非金融セクター全体と比べれば実施率が高いものの、2割程度に留まっている【スライド30】
 - 実施状況及び結果に関する追跡調査について、調達先に対する第三者・第三者監査の実施率は、全体と比べれば高いものの、2割前後に留まる(それぞれ26%・16%)【スライド32】
 - 「被害者救済・問題是正の手続き」や「ステークホルダーとの対話の方針や内容」の開示は、全体に比べれば割合が高いものの、2~3割に留まる(それぞれ21%・32%)【スライド39】

環境DDの各プロセスの実施状況①

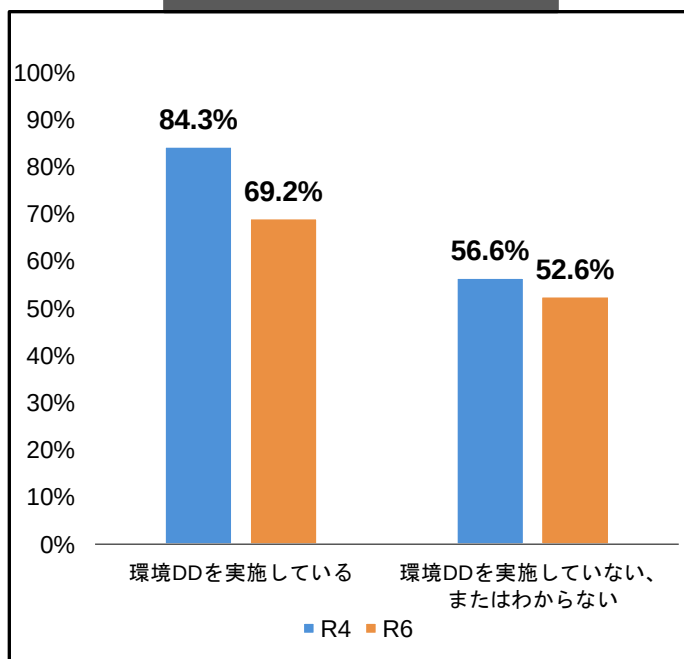
(環境DD実施有無別のクロス集計、及び令和4年度実施のアンケート結果との比較)

- 「負の環境影響の特定」の実施率は、環境DDの実施有無に関わらず、ほぼ横ばいで推移。
- 「負の環境影響の評価」の実施率は、特に環境DDを実施している企業群において、令和4年度から令和6年度にかけて減少(84%→69%)。※ 令和4年度と令和6年度では質問文が一部異なる
- 「環境DDに関連する方針の策定」の実施率は、環境DDを実施していない、またはわからないと回答した企業群において増加(68%→75%)。

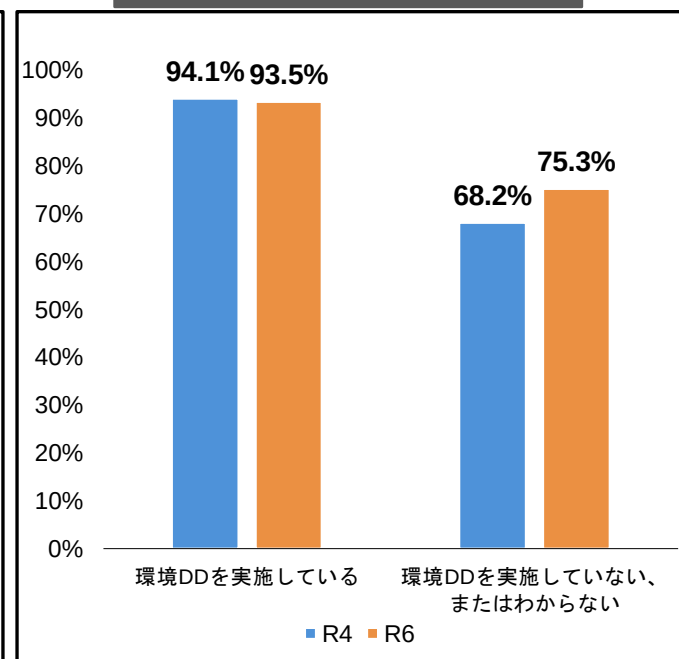
負の環境影響の特定



負の環境影響の評価



環境DDに関連する方針の策定

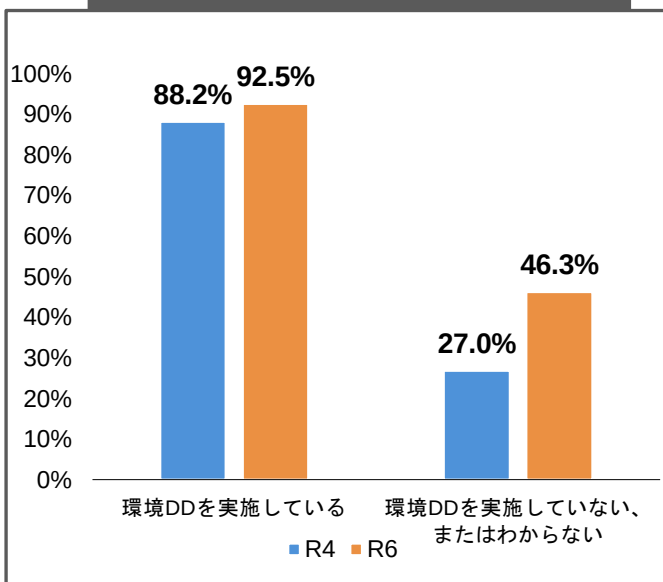


環境DDの各プロセスの実施状況②

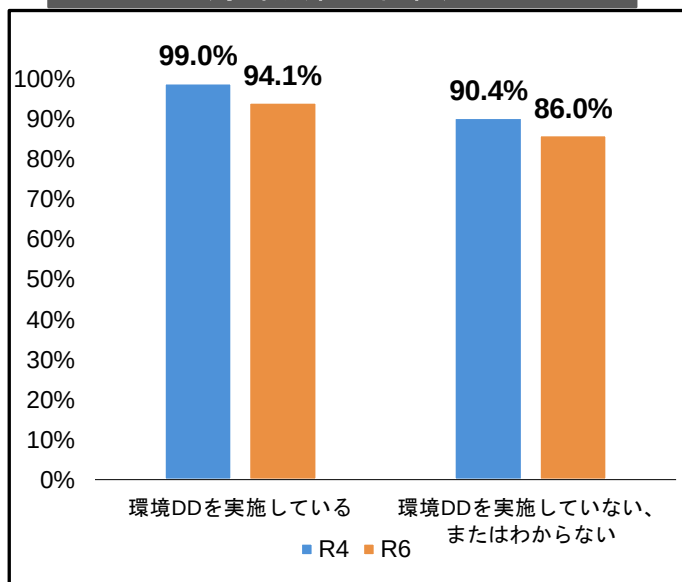
(環境DD実施有無別のクロス集計、及び令和4年度実施のアンケート結果との比較)

- 「環境DDに関連する担当組織の設置」の実施率は、環境DDを実施していない、またはわからないと回答した企業群であっても、令和4年度から令和6年度にかけて19ポイント増加(27%→46%)。
- 非金融セクターによる、自社における負の影響・リスクの停止、防止及び軽減の実施率は、環境DDの実施有無に関わらず、ほぼ横ばい、または微減。
- 非金融セクターによる、バリューチェーン上流(調達先)における負の影響・リスクの停止、防止及び軽減の実施率は、環境DDの実施有無に関わらず、微増(86%→91%、68%→73%)。

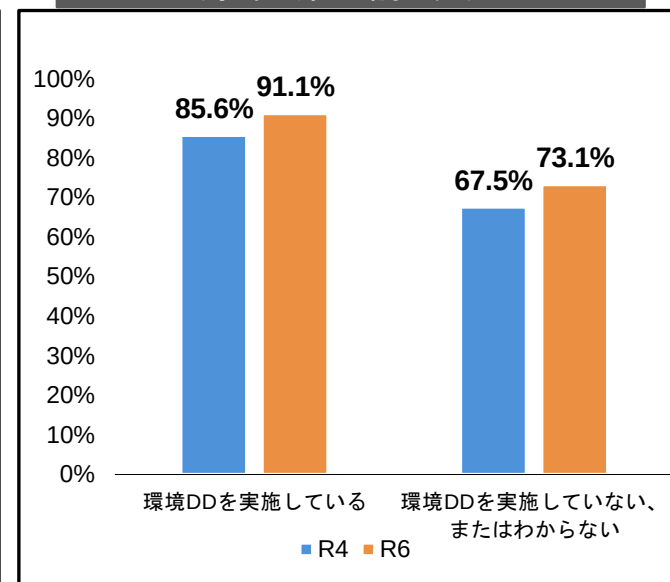
環境DDに関連する担当組織の設置



負の影響・リスクの停止、防止及び軽減
(事業会社×自社)*1



負の影響・リスクの停止、防止及び軽減
(事業会社×調達先)*1



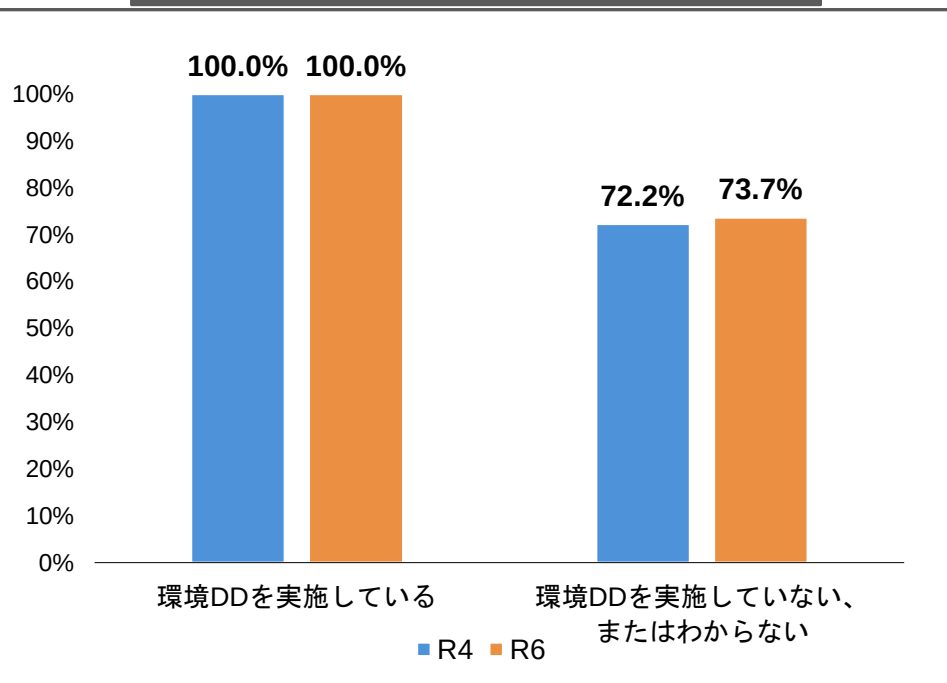
*1 令和4年度...環境DDを実施している (n = 97) 環境DDを実施していない、または実施しているかわからない (n = 249)
令和6年度...環境DDを実施している (n = 101) 環境DDを実施していない、または実施しているかわからない (n = 171)

環境DDの各プロセスの実施状況③

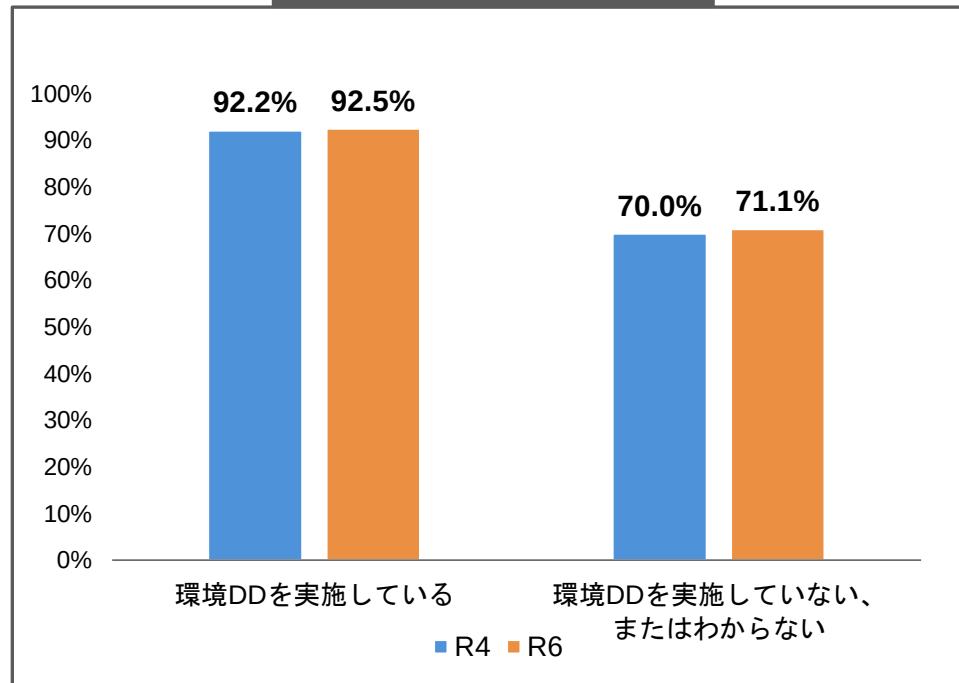
(環境DD実施有無別のクロス集計、及び令和4年度実施のアンケート結果との比較)

- 金融セクターによる「負の影響・リスクの停止、防止及び軽減」の実施率は、環境DDの実施有無に関わらず、ほぼ横ばいで推移。環境DDを実施している企業群においては、令和4年度・6年度ともに実施率100%。
- 「実施状況と結果の追跡調査」の実施率は、環境DDの実施有無に関わらず、ほぼ横ばいで推移。

負の影響・リスクの停止、防止及び軽減(金融)*2



実施状況と結果の追跡調査

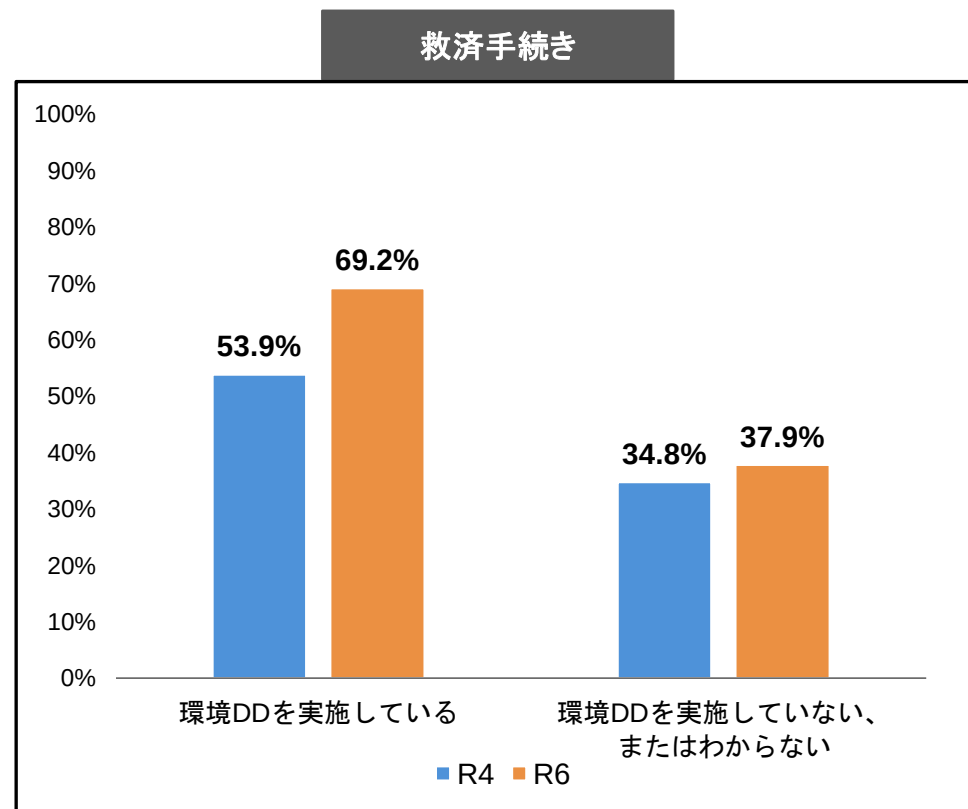
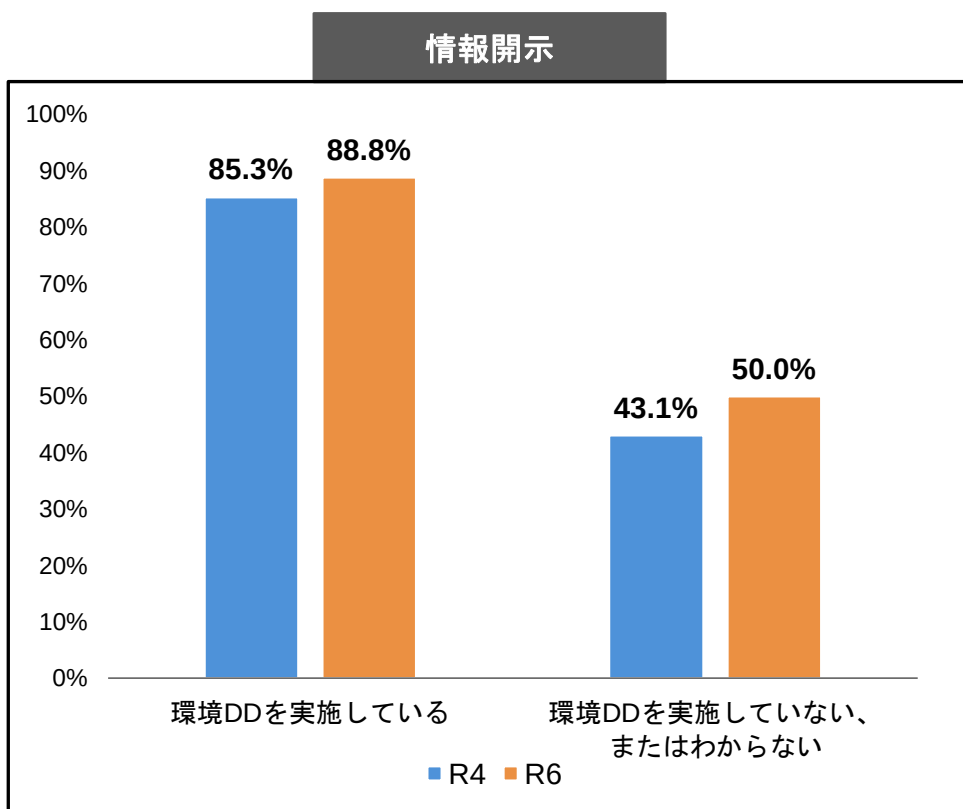


*2 令和4年度...環境DDを実施している (n = 5)、
環境DDを実施していない、または実施しているかわからない (n = 18)
令和6年度...環境DDを実施している (n = 6)、
環境DDを実施していない、または実施しているかわからない (n = 19)

環境DDの各プロセスの実施状況④

(環境DD実施有無別のクロス集計、及び令和4年度実施のアンケート結果との比較)

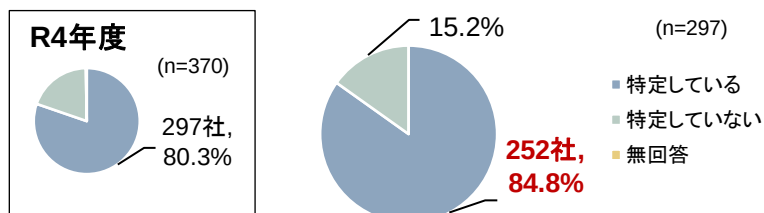
- 「情報開示」の実施率は、環境DDの実施有無に関わらず、ほぼ横ばいで推移。環境DDを実施していない、またはわからないと回答した企業群では微増傾向(43%→50%)。
- 「救済手続き」の実施率は、環境DDを実施している企業群において、15ポイント増加(54%→69%)。



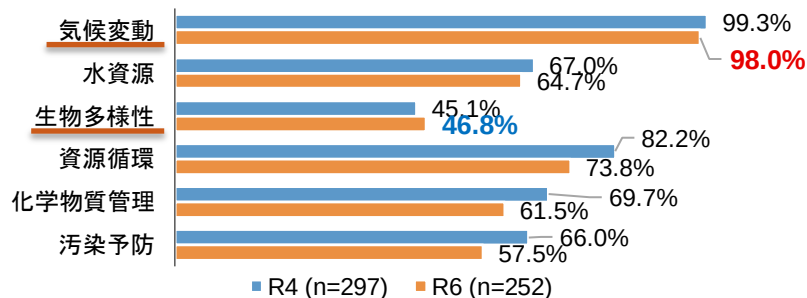
負の環境影響の特定

- 事業活動により生じる負の環境影響(その可能性を含む)を特定している企業は、全体の85%。
 - 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、4.5ポイント増加。
- 特定した負の環境影響の種類は、気候変動が最多(98%)で、生物多様性が最少(47%)。
- 負の環境影響を特定している企業が活用している情報源は、「環境関連の法令」が最多(89%)で、「有識者やNGO等との対話」(34%)が最少。
 - 環境影響の種類と活用している情報源は、令和4年度実施のアンケート結果と比較して、全体的な傾向に大きな変化は見られない。

負の環境影響の特定有無



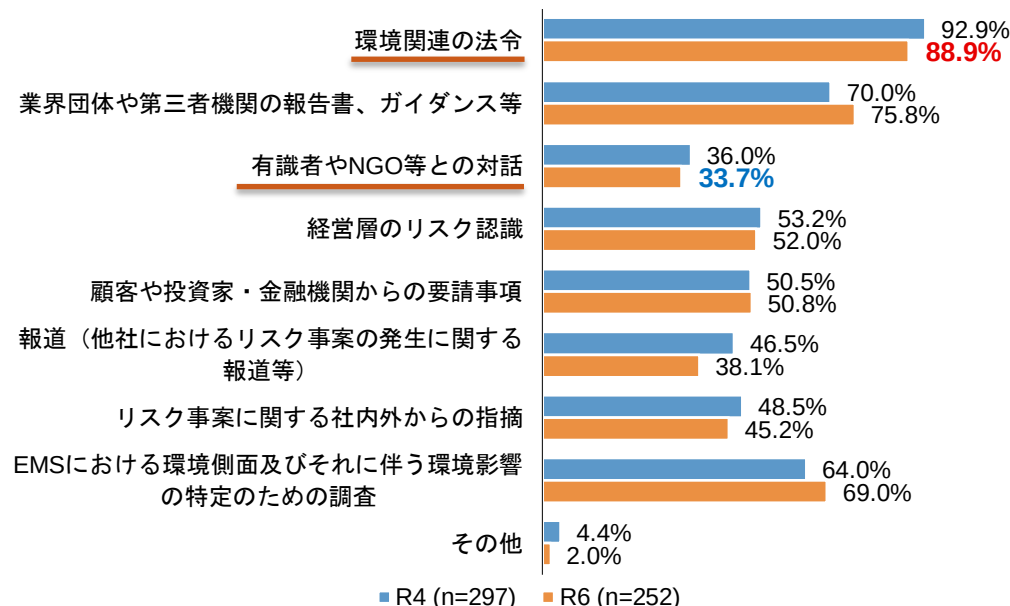
特定した負の環境影響の種類



【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、負の環境影響を特定している企業全体(n=252)に比べて、**どの環境分野についても負の環境影響として特定している割合が高い。特に、生物多様性(78.9%)において大きな違いがある。**

負の環境影響の特定に活用している情報源



【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、負の環境影響を特定している企業全体(n=252)に比べて、**どの情報源についても活用している割合が高く、顧客等からの要請事項(89.5%)や経営層のリスク認識(84.2%)において特に大きな違いがある。**

負の環境影響の評価

■ 負の環境影響を特定している企業のうち、69%が負の環境影響を評価している。

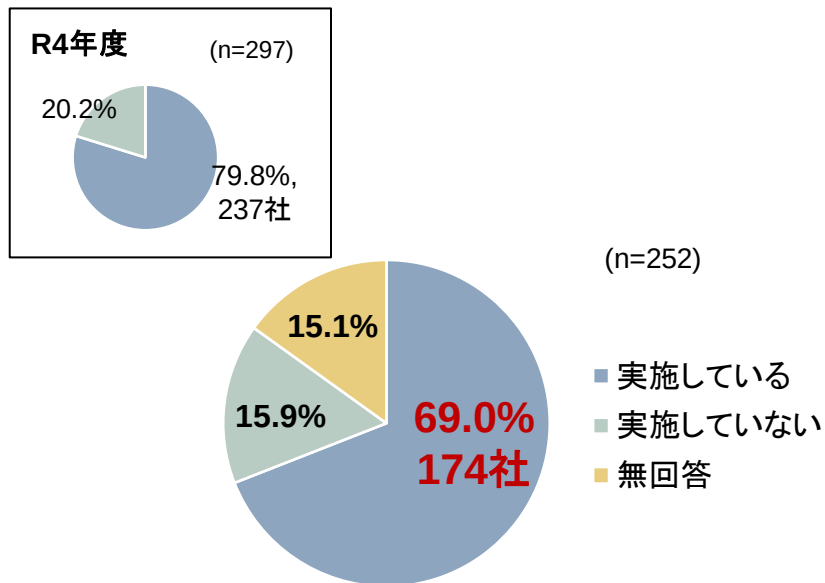
- 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、10.8ポイント減少。

※ 今回の調査では、単純に評価の実施有無を尋ねた令和4年度の調査と異なり、負の環境影響の深刻度及び発生可能性を踏まえて評価を行っているかを尋ねたため、回答結果に影響が生じた可能性がある。

■ 負の環境影響を評価している企業のうち、54%が評価結果の見直しを毎年実施している。

- 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、10.6ポイント減少。

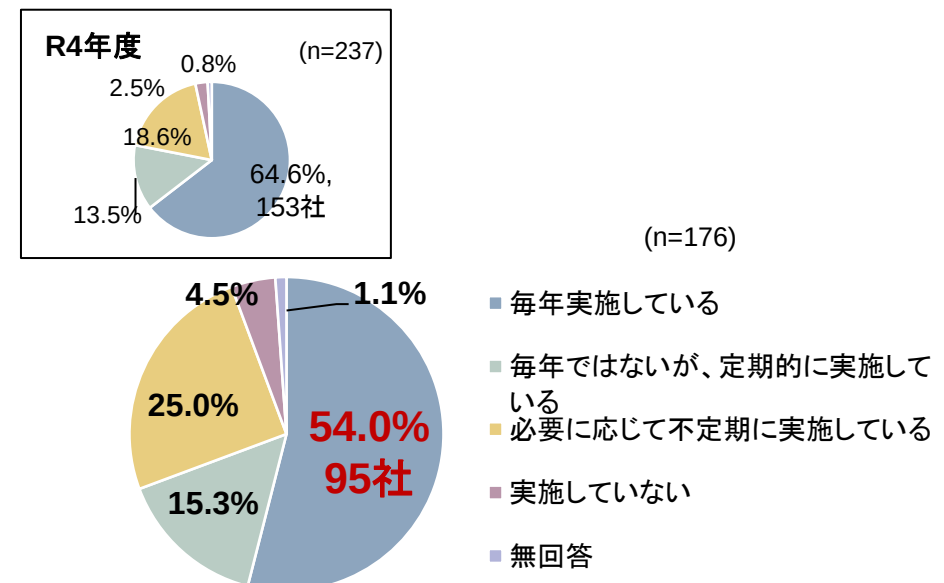
負の環境影響の評価有無



【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、**特定した負の環境影響を評価している企業の割合が84%**であり、負の環境影響を特定している企業全体(n=252)に比べて高い。

評価結果の見直し状況

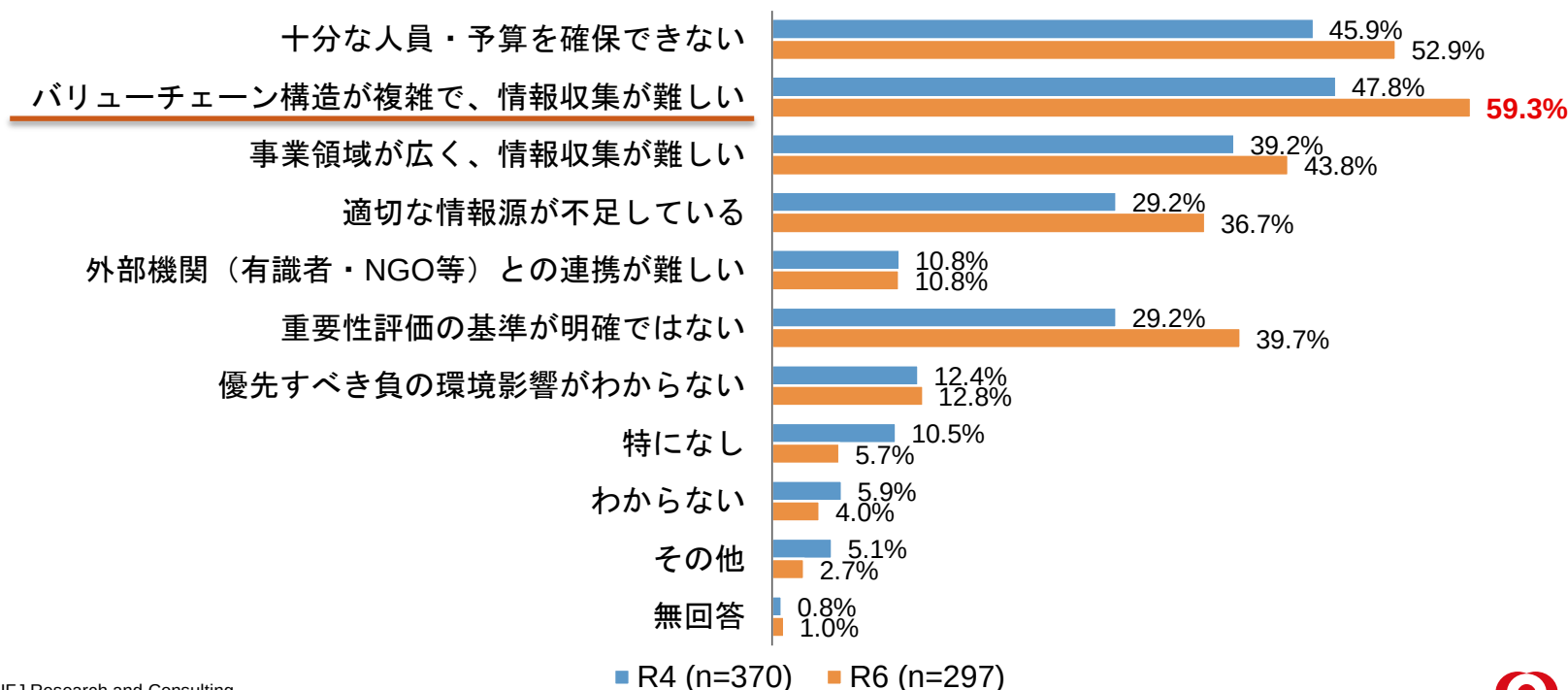


【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、**負の環境影響の評価結果の見直しを毎年実施している企業の割合が63%**であり、負の環境影響を評価している企業全体(n=176)に比べて高い。

負の環境影響の特定・評価における課題

- 負の環境影響を特定及び評価する上で、「バリューチェーン構造が複雑で、情報収集が難しい」ことを課題と感じている企業が最も多い(59%)。「十分な人員・予算を確保できない」(53%)、「事業領域が広く、情報収集が難しい」(44%)が続く。
- 令和4年度実施のアンケート結果でも、「バリューチェーン構造が複雑で、情報収集が難しい」が最も多い回答(48%)であったが、当時よりもさらに11.5ポイント増加。
- 令和4年度実施のアンケート結果と比較して回答割合が大きく変化した選択肢として、「重要性評価の基準が明確ではない」(10.5ポイント増加)、「適切な情報源が不足している」(7.5ポイント増加)、「十分な人員・予算を確保できない」(7.0ポイント増加)がある。

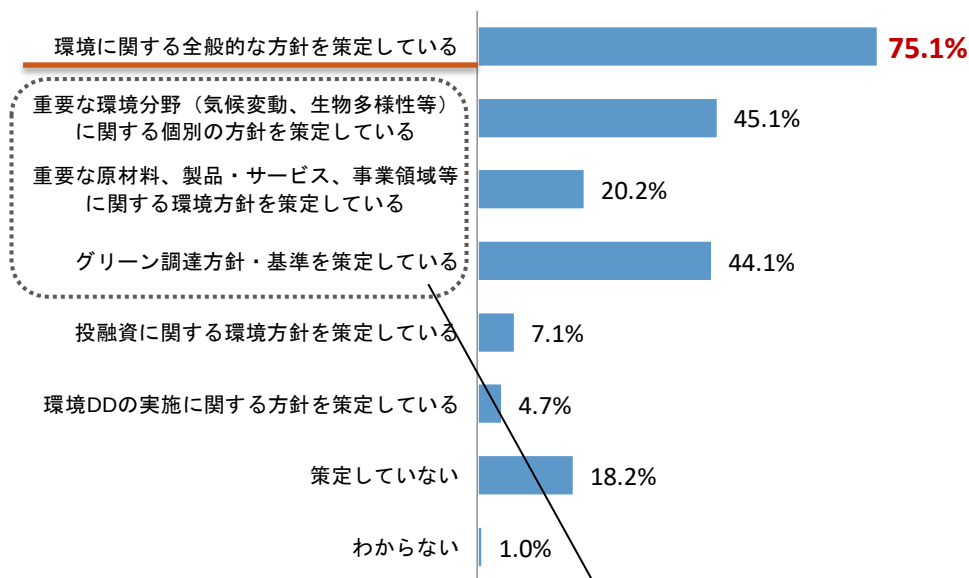


環境DDに関連する方針の策定

- 「環境に関する全般的な方針（環境DDを明示していない場合を含む）」を策定している企業は75%。
- 環境DDに関連する方針に含まれる内容としては、「自社、グループ会社、取引先が遵守する行動規範」が最多（75%）。

環境DDに関連する方針の策定

(n=297)

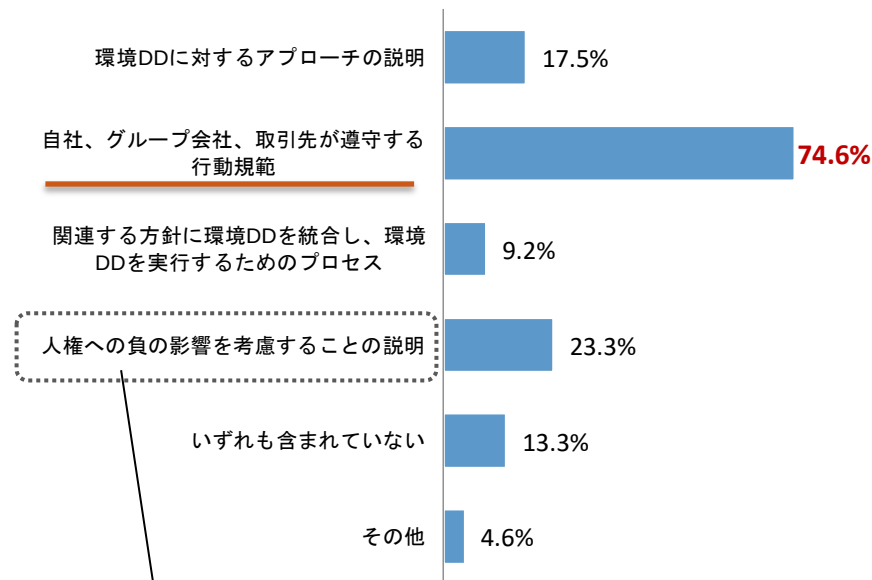


【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群（n=19）では、重要な環境分野に関する個別方針（74%）や、重要な原材料、製品・サービス、事業領域等に関する環境方針（58%）、グリーン調達方針・基準（84%）といった、個別具体的な方針を策定している企業の割合が全体（n=297）に比べて特に高い

環境DDに関連する方針に含まれる内容

(n=240)



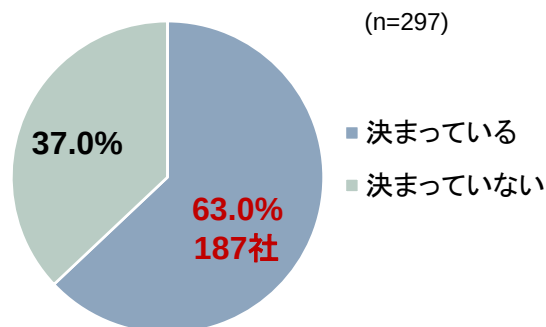
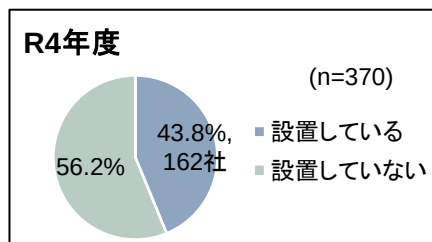
【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群（n=19）であっても、「人権への負の影響を考慮することの説明」を方針に含んでいる企業は26%にとどまる

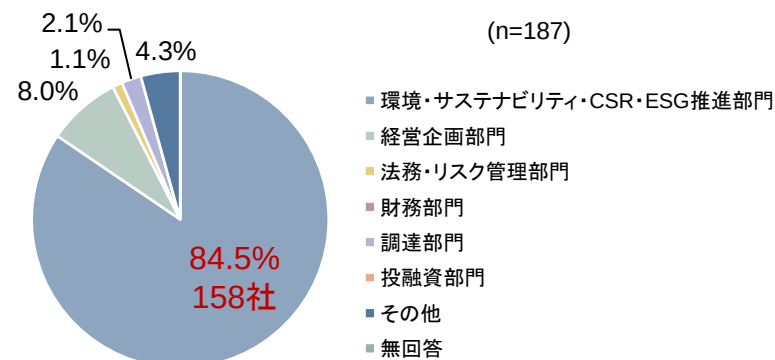
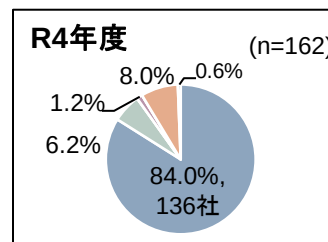
環境DDに関する担当組織の設置

- 環境DDに関する施策の企画・実行を担当する組織が決まっている企業は、全体の63%。
 - 令和4年度実施のアンケートでは、担当組織を「設置している」と回答した企業が44%。設問が同一ではないものの、担当組織が決まっている企業の割合は19.2ポイント増加。
- 担当組織が決まっている企業のうち、85%が「環境・サステナビリティ・CSR・ESG推進部門」を担当に設定している。
 - 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、全体的な傾向に大きな変化は見られない。

担当組織の決定有無



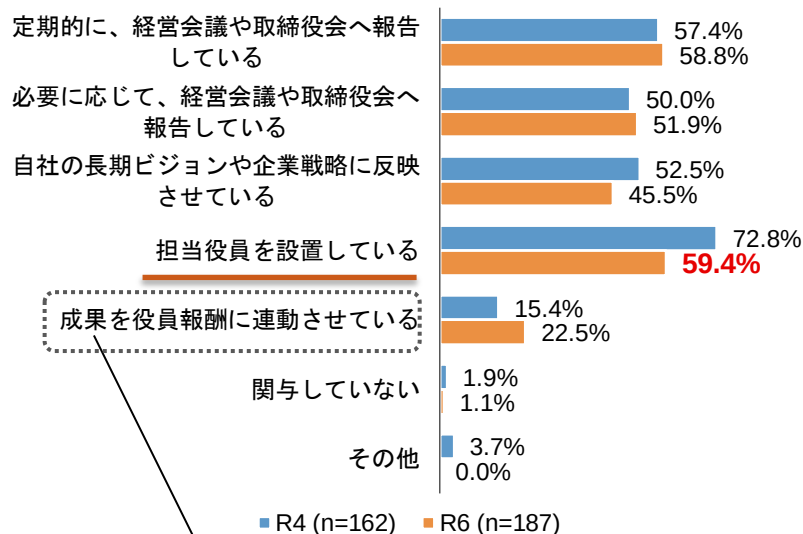
環境DDに関連する担当組織



経営層による関与、社内の連携先

- 環境DDに関する施策の企画・実行への経営層による関与について、環境DDに関する担当組織が決まっている企業のうち、「担当役員を設置している」企業は59%。
 - 令和4年度実施のアンケート結果でも、「担当役員を設置している」が最も多い回答(73%)であったが、当時より13.4ポイント減少。
- 環境DDに関する担当組織の社内連携先について、「調達部門」が最多(68%)で、「経営企画部門」(63%)、「法務・リスク管理部門」(60%)が続く。
 - 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、「調達部門」が6.2ポイント増加。一方、「環境・サステナビリティ・CSR・ESG推進部門」が21ポイント減少したが、これは設問の変更(連携先として自部署以外を選択するよう明記)が影響している可能性がある。

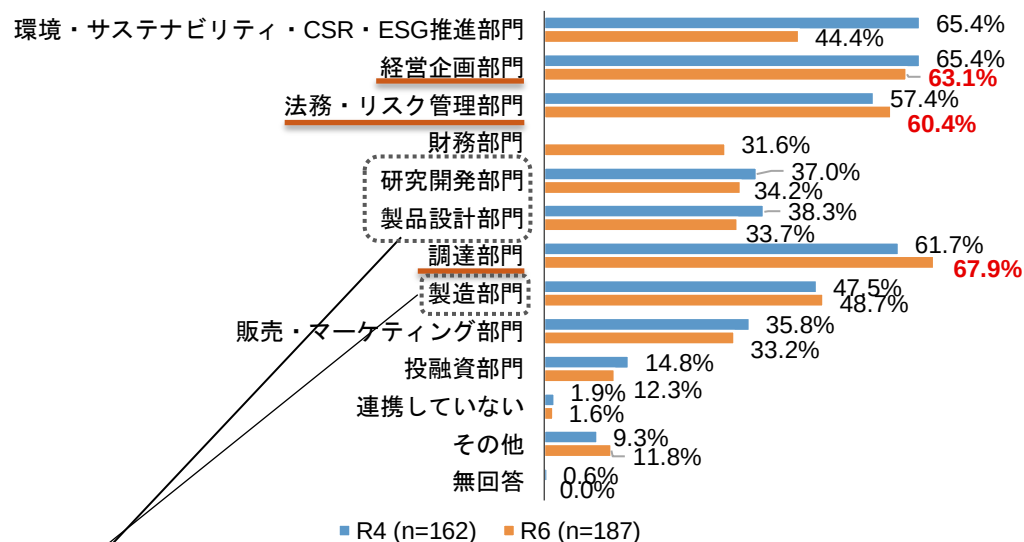
経営層による関与の仕方



【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、「成果を役員報酬に連動させている」と回答した割合(58%)が担当組織を設置している企業全体(n=187)に比べて特に高く、**経営層の関与がより深い**ことが示唆される。

担当組織が連携している部門

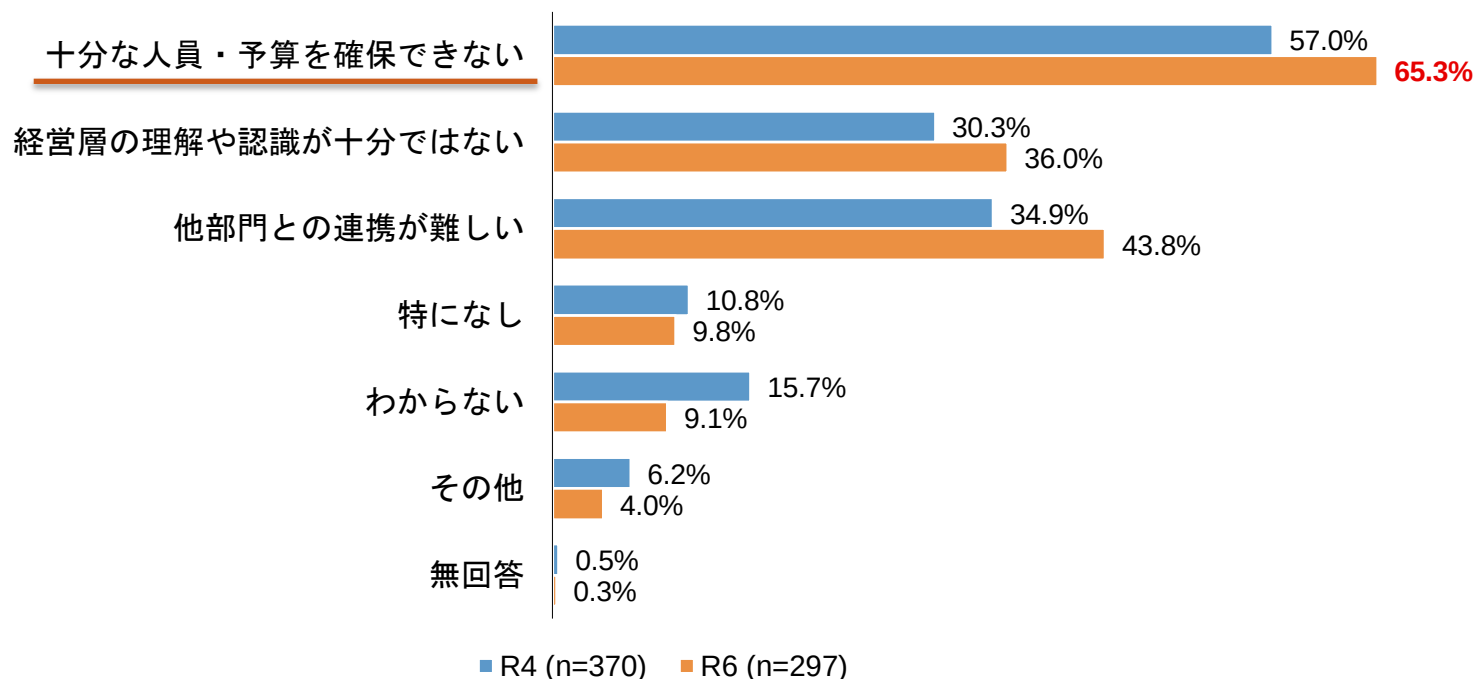


【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、「研究開発部門」(58%)、「製品設計部門」(74%)、「製造部門」(74%)と回答した割合が担当組織を設置している企業全体(n=187)に比べて高く、**方針の実行部門との連携がより進んでいる**ことが示唆される。

実施体制の整備や経営への統合における課題

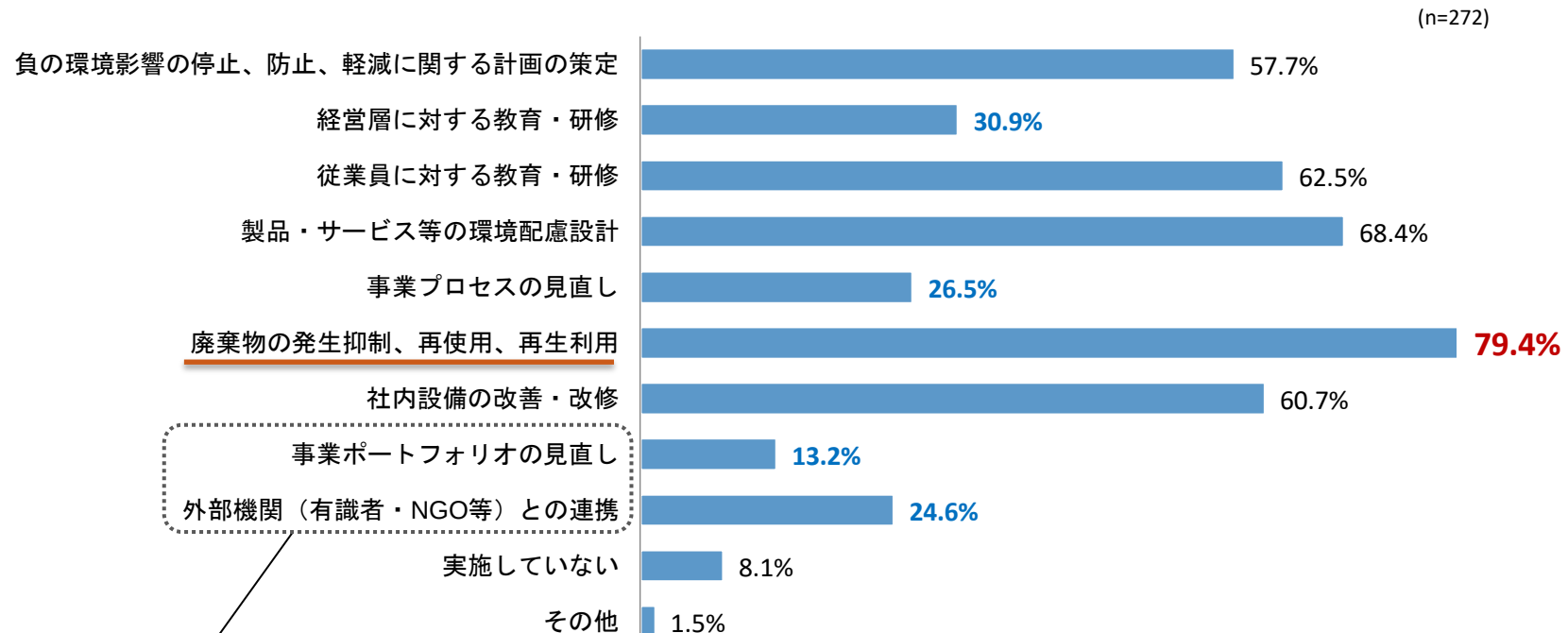
- 環境DDに関する実施体制の整備や経営への統合を行う上で、「十分な人員・予算を確保できない」ことを課題と感じている企業が最も多い(65%)。「他部門との連携が難しい」(44%)、「経営層の理解や認識が十分ではない」(36%)が続く。
- 令和4年度実施のアンケート結果でも、「十分な人員・予算を確保できない」が最も多い回答(57%)であったが、当時よりもさらに8.3ポイント増加。
- 令和4年度実施のアンケート結果と比較して回答割合が大きく変化した選択肢として、「他部門との連携が難しい」(8.9ポイント増加)、「わからない」(6.6ポイント減少)、「経営層の理解や認識が十分ではない」(5.7ポイント増加)がある。



負の環境影響の停止、防止及び軽減策の実施 ①

(非金融セクターにおける自社の活動、製品、サービス及びプロジェクトによる負の環境影響を対象とする取組)

- 非金融セクターにおける自社の活動、製品、サービス及びプロジェクトによる負の環境影響を対象とする取組では、「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用」が最も多い(79%)。
- 「経営層に対する教育・研修」(31%)、「事業プロセスの見直し」(27%)、「事業ポートフォリオの見直し」(13%)、「外部機関(有識者・NGO等)との連携」(25%)は、実施率が5割に満たない。



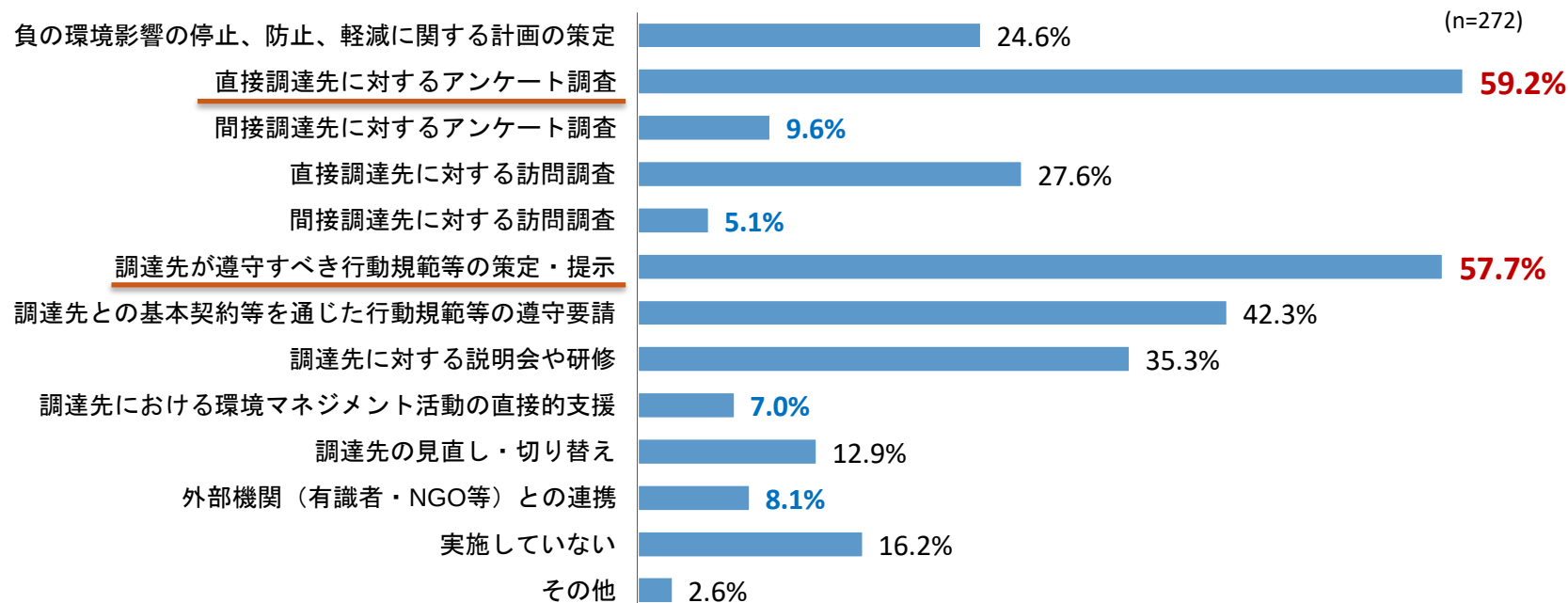
【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)であっても、「事業ポートフォリオの見直し」(17%)や「外部機関(有識者・NGO等)との連携」(39%)を実施している企業の割合は半数未満であり、それほど実施されていない。

負の環境影響の停止、防止及び軽減策の実施 ②

(非金融セクターにおける調達先による負の環境影響を対象とする取組)

- 非金融セクターにおける調達先による負の環境影響を対象とする取組では、「直接調達先に対するアンケート調査」(59%)、「調達先が遵守すべき行動規範等の策定・提示」(58%)の実施率が5割超。
- 「間接調達先に対するアンケート調査」(10%)や「訪問調査」(5%)、「調達先における環境マネジメント活動の直接的支援」(7%)、「外部機関(有識者・NGO等)との連携」(8%)は、実施率が1割に満たない。



【CSDDD対応企業の特徴】

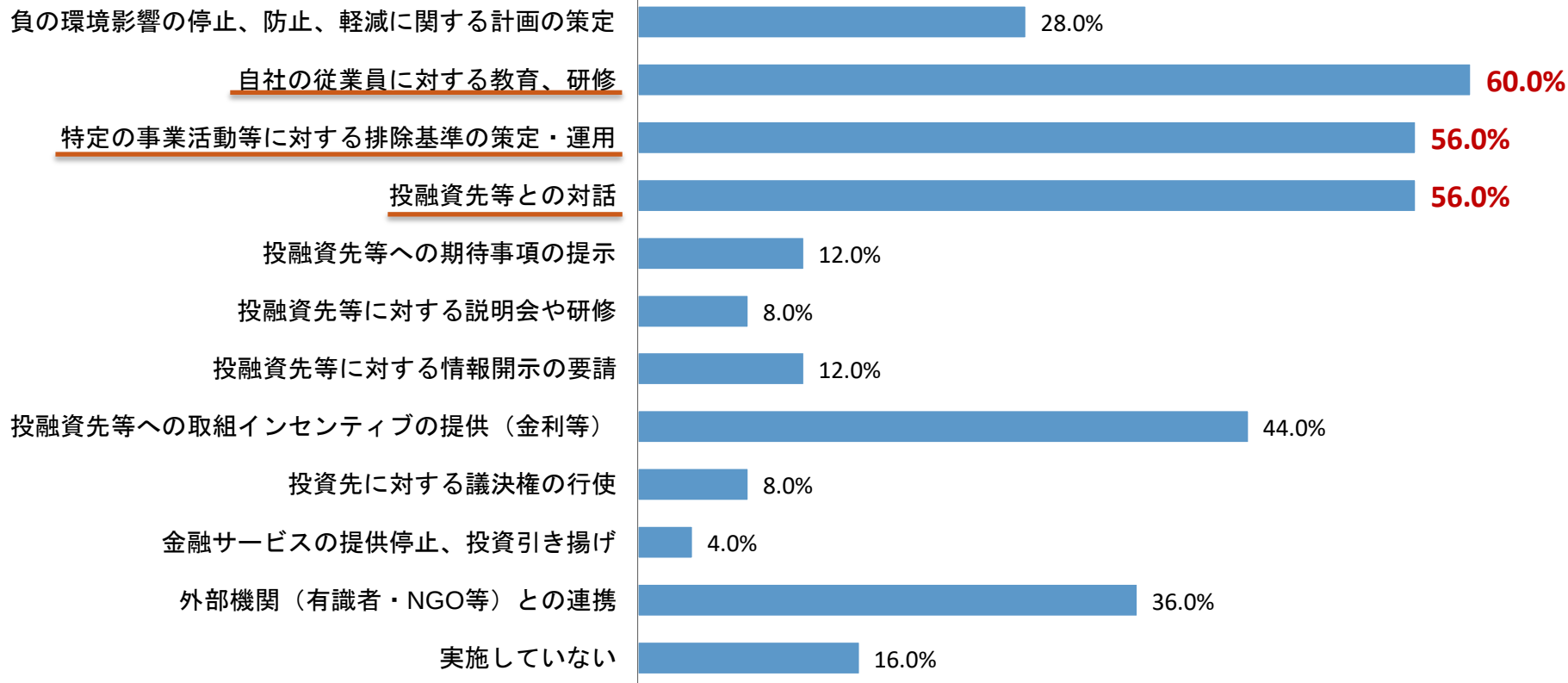
CSDDD対応を開始している非金融セクターの企業群(n=18)では、直接調達先に対するアンケート調査(94%)、調達先が遵守すべき行動規範等の策定・提示(83%)、調達先との基本契約等を通じた行動規範等の遵守要請(83%)の実施率が非金融セクター全体(n=272)に比べて特に高い。また、直接調達先に対する訪問調査(56%)、調達先に対する説明会や研修(78%)の実施率も5割を超え、調達先による負の環境影響を対象とする取組がより進んでいることが示唆される。一方で、間接調達先に対するアンケート調査(22%)や訪問調査(17.3%)、調達先における環境マネジメント活動の直接的支援(22%)、外部機関(有識者・NGO等)との連携(17%)は、非金融セクター全体と比べれば実施率が高いものの、2割程度に留まっている。

負の環境影響の停止、防止及び軽減策の実施 ③

(金融セクターにおける投融資先等の企業による負の環境影響を対象とする取組)

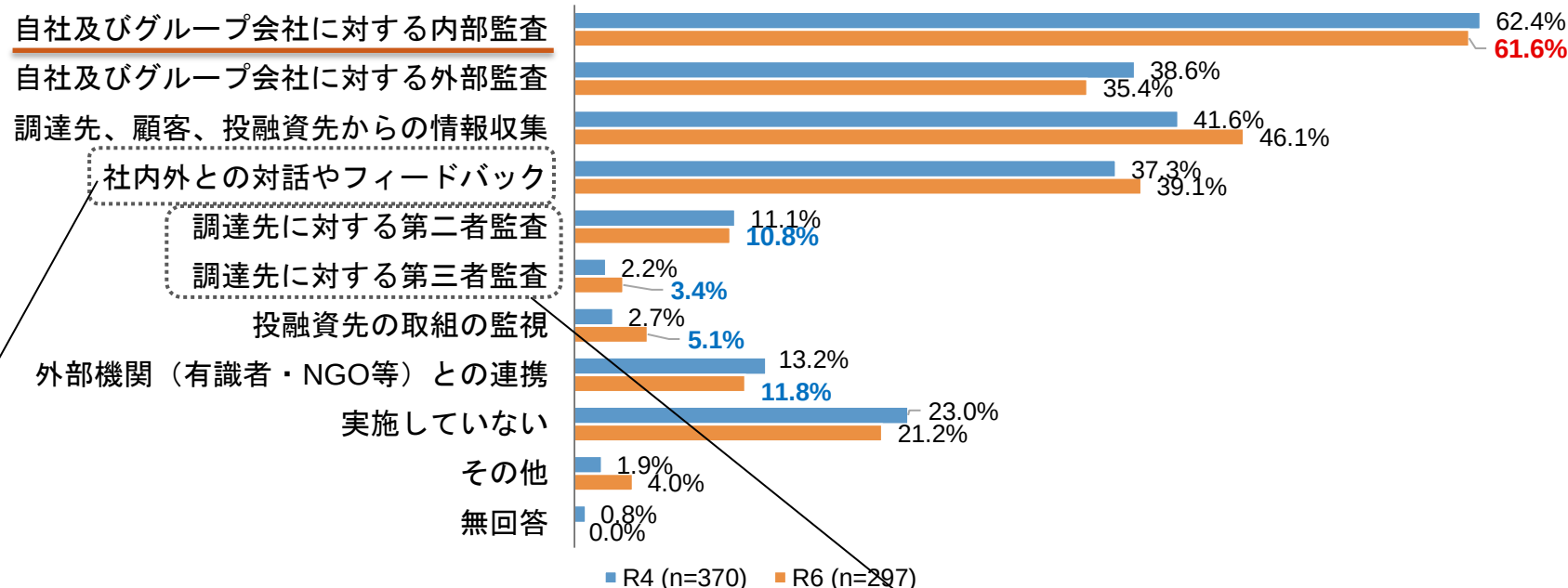
- 金融セクターにおける投融資先等の企業による負の環境影響を対象とする取組では、「自社の従業員に対する教育、研修」、「特定の事業活動等に対する排除基準の策定・運用」、「投融資先等の企業との対話」の実施率が5割を超えている。
- 「投融資先等に対する説明会や研修」(8%)、投資先に対する議決権の行使(8%)、「金融サービスの提供停止、投資引き揚げ」(4%)は、実施率が1割に満たない。

(n=25)



実施状況及び結果に関する追跡調査

- 負の環境影響の停止、防止及び軽減策の実施状況及び結果に関する追跡調査について、「自社及びグループ会社に対する内部監査」の実施率が最も高く(62%)、「調達先、顧客、投融資先からの情報収集」(46%)が続く。
- 「調達先に対する第二者・第三者監査」、「投融資先の取組の監視」、「外部機関(有識者・NGO等)との連携」を実施している企業は、1割未満～1割程度であり、相対的に少ない。
 - 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、全体的な傾向に大きな変化は見られない。



【CSDDD対応企業の特徴】

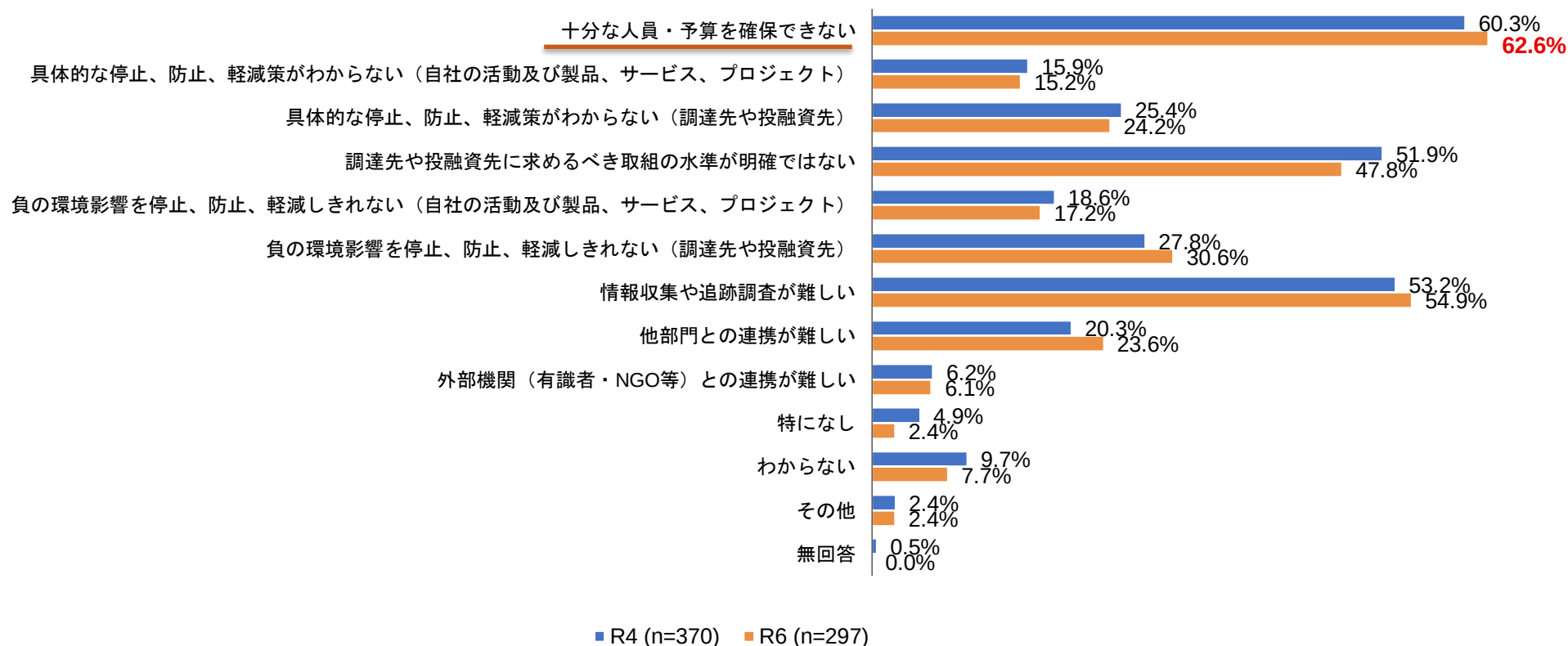
CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、「社内外との対話やフィードバック」の実施率(74%)と、全体(n=297)に比べて特に高い。

【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)であっても、調達先に対する第二者・第三者監査の実施率は、全体(n=297)と比べれば高いものの、2割前後に留まる(それぞれ26%・16%)

停止、防止及び軽減策とその追跡調査における課題

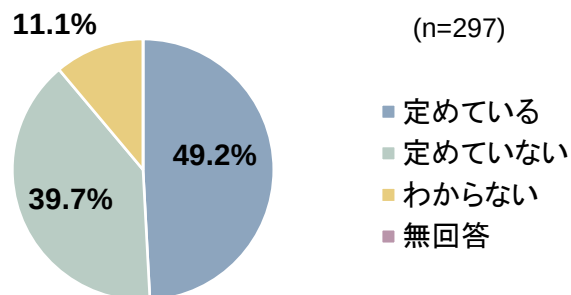
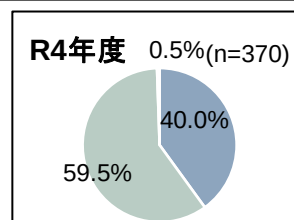
- 負の環境影響の停止、防止及び軽減策とその追跡調査を行う上で、「十分な人員・予算を確保できない」ことを課題と感じている企業が最も多い(63%)。
- 上記に次いで、「情報収集や追跡調査が難しい」(55%)、「調達先や投融資先に求めるべき取組の水準が明確ではない」(48%)が続く。
 - 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、全体的な傾向に大きな変化は見られない。



救済手続きの規定、通報窓口の設置

- 負の環境影響が発覚した際の被害者救済や問題是正の手続きを定めている企業は49%。
 - 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、手続きを定めている割合が9.2ポイント増加。
- 負の環境影響に関する通報窓口を設置している企業(社内外を問わない)は全体の70%。ただし、社外関係者も通報可能な窓口を設置している企業は全体の50%。
 - 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、通報窓口(通報者の社内外を問わない)を設置している割合が15.7ポイント増加。

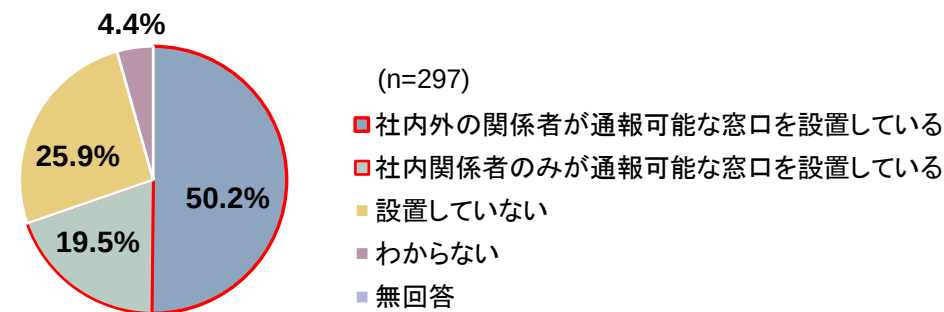
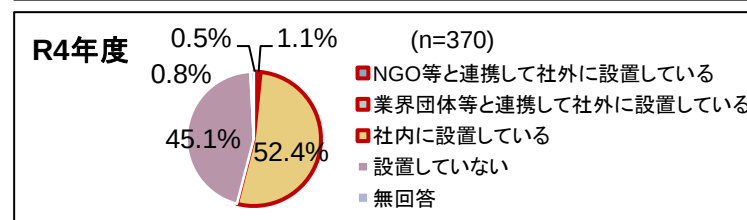
救済・是正手続きの規定有無



【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、**被害者救済や問題是正の手続きを定めている割合(80%)**が、全体(n=297)に比べて特に高い。

負の環境影響に関する通報窓口の設置状況



【CSDDD対応企業の特徴】

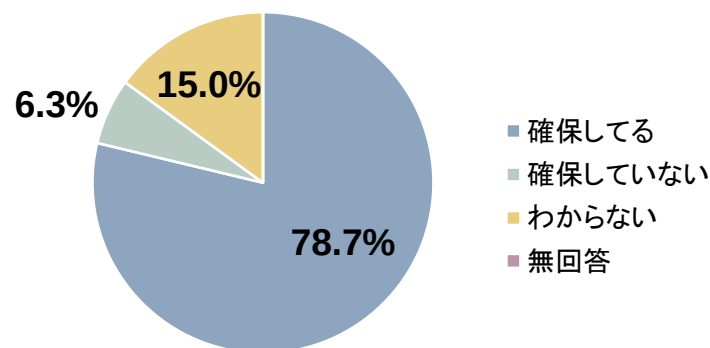
CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、「**社内外の関係者が通報可能な窓口を設置している**」割合(90%)が、全体(n=297)に比べて特に高い。

救済手続きの規定、通報窓口の品質と課題

- 通報窓口を設置している企業（社内外を問わない）のうち、被害者救済や問題是正の手続きの「公平性、アクセス可能性、予測可能性、透明性」を確保していると回答した企業は79%。
- 被害者救済・問題是正を行う上で、「十分な人員・予算を確保できない」ことを課題と感じている企業が最も多い(38%)。

「公平性、アクセス可能性、予測可能性、透明性」の確保

(n=207)

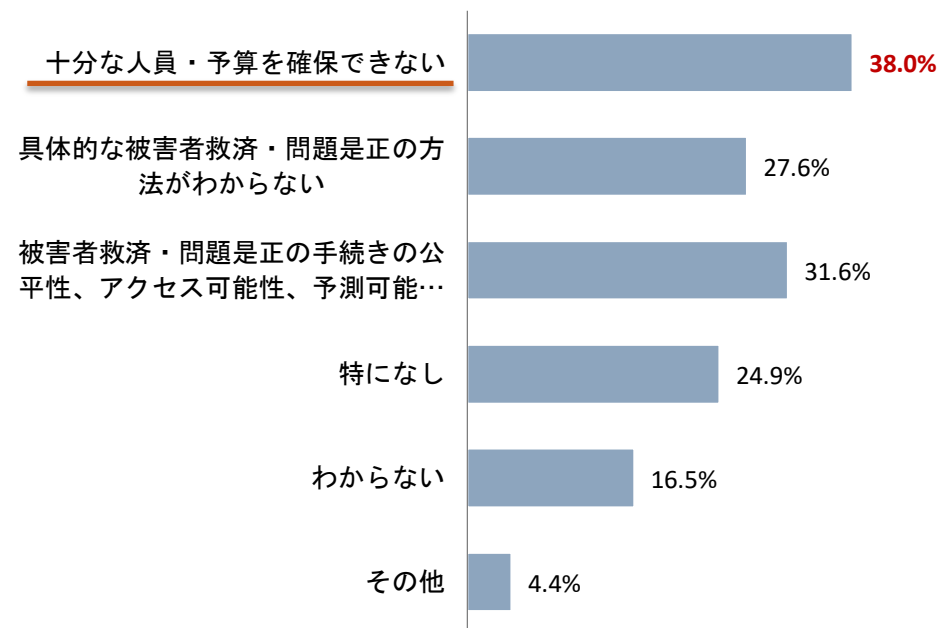


【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、「公平性、アクセス可能性、予測可能性、透明性」を確保している割合(95%)が、全体(n=297)に比べて高い。

被害者救済・問題是正を行う上での課題

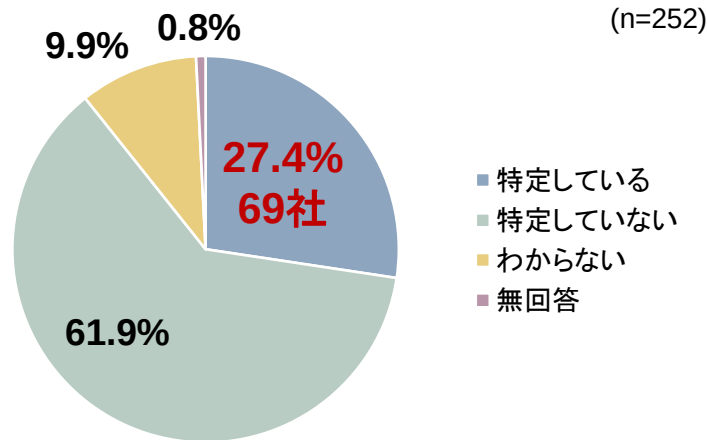
(n=297)



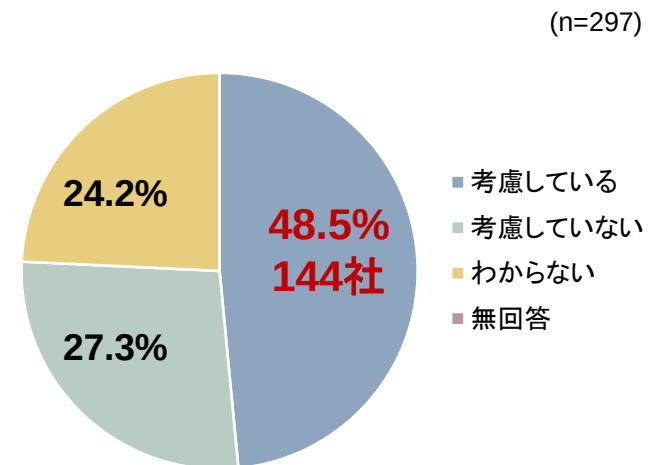
人権への負の影響

- 負の環境影響を特定している企業(n=252)のうち、人権への負の影響との関係性を特定していると回答した企業は27%。
- 負の環境影響の停止、防止、軽減策を実施する際、人権への負の影響を考慮している企業は、全体の49%。

人権への負の影響との関係性特定の有無



負の環境影響の停止、防止、軽減策の実施時における人権への負の影響考慮の有無



【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、人権への負の影響との関係性を特定している割合(74%)が、負の環境影響を特定している企業全体(n=252)と比べて特に高い

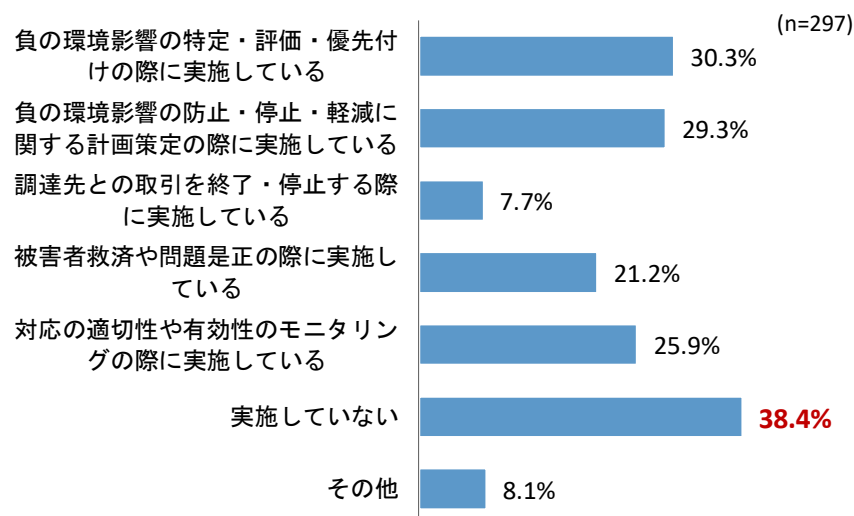
【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、負の環境影響の停止、防止、軽減策を実施する際に人権への負の影響を考慮している割合(84%)が、全体(n=297)に比べて特に高い

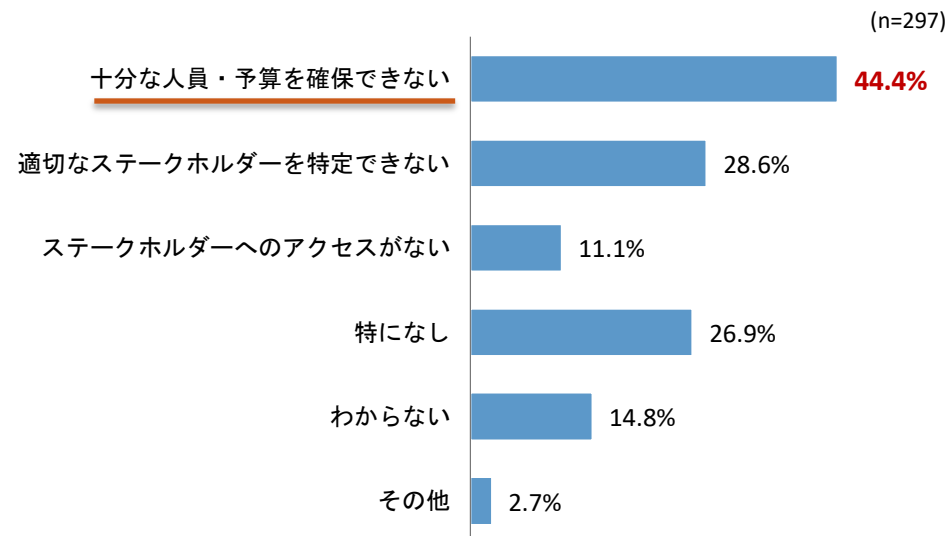
ステークホルダーとの対話

- 事業活動による負の環境影響に対応する上で、いずれかの場面においてステークホルダーとの対話を実施していると回答した企業は、全体の約6割にとどまる。
- 対話を実施していると回答した企業の中では、負の環境影響の特定・評価・優先付け(30%)、負の環境影響の防止・停止・軽減に関する計画策定(29%)の際に実施していると回答した企業が多い。
- ステークホルダーとの対話を行う上で、「十分な人員・予算を確保できない」ことを課題に感じている企業が最も多い(44%)。

ステークホルダーとの対話の実施有無



ステークホルダーとの対話を行う上での課題



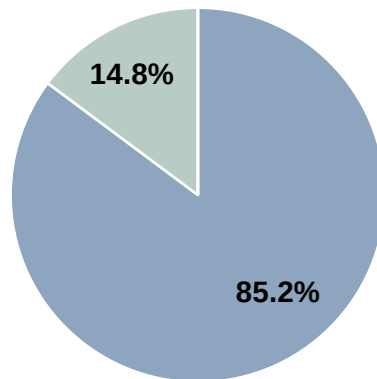
【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、ステークホルダーとの対話を「実施していない」と回答した企業はいなかった。また、いずれの場面においても、対話を実施している割合が全体(n=297)と比べて高い

移行計画の策定

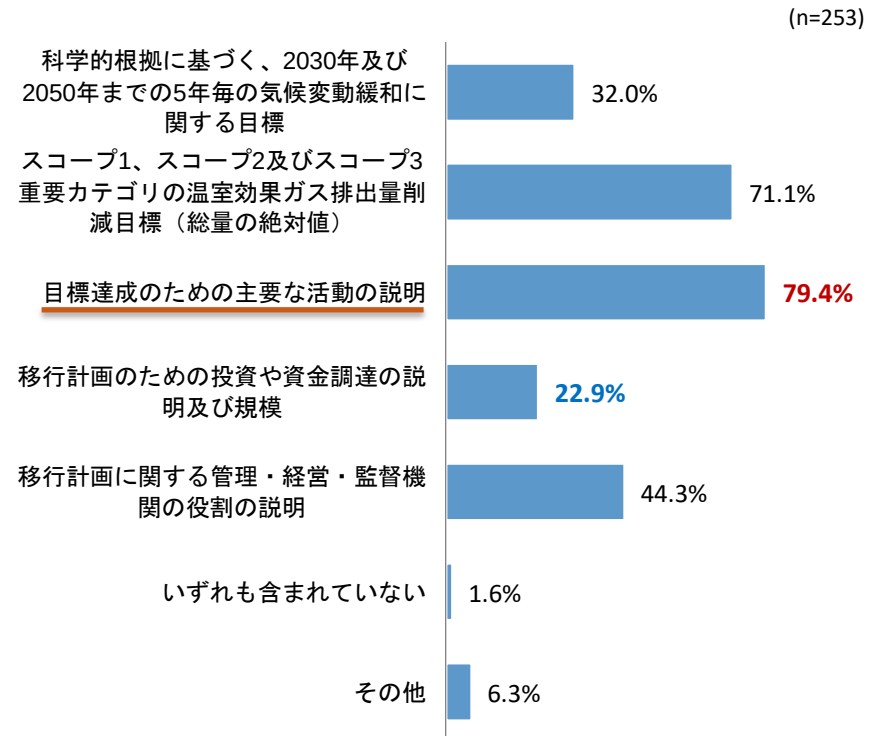
- 気候変動に関する移行計画を策定している企業は、全体の85%。
- 気候変動に関する移行計画に含まれる内容は、「目標達成のための主要な活動の説明」が最多(79%)。反対に、最も含まれている割合が少ない内容は「移行計画のための投資や資金調達の説明及び規模」(23%)。

気候変動に関する移行計画の策定



- 策定している
- 策定していない
- わからない
- 無回答

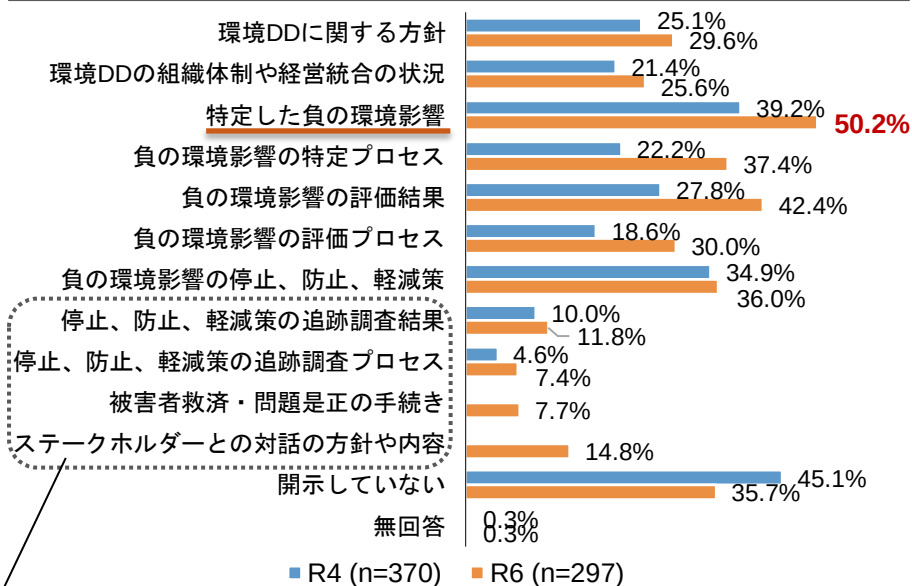
移行計画の内容



環境DDに関する情報開示

- 環境DDに関する情報開示について、「特定した負の環境影響」を開示している企業が最多(50%)。
 - 令和4年度実施のアンケート結果でも、「特定した負の環境影響」が最多回答(39%)であったが、当時より11.0ポイント増加。
 - 令和4年度実施のアンケート結果と比較して、いずれの開示項目も回答割合が増加し、反対に「開示していない」は9.4ポイント減少。
- 情報開示を行う上で、「十分な人員・予算を確保できない」ことを課題と感じている企業が最も多い(52%)。
 - 令和4年度実施のアンケート結果でも、「十分な人員・予算を確保できない」が最多回答(42%)であったが、当時より10.3ポイント増加。

開示している情報



【CSDDD対応企業の特徴】

CSDDD対応を開始している企業群(n=19)では、「停止、防止、軽減策の追跡調査の結果」やその「プロセス」を開示している割合(それぞれ47%・32%)が、全体(n=297)に比べて特に高い。一方で、「被害者救済・問題是正の手続き」や「ステークホルダーとの対話の方針や内容」を開示している割合(それぞれ21%・32%)は、全体と比べれば高いものの、2~3割にとどまっている。

情報開示における課題

